



JFE ホールディングス 株式会社

第23回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月25日(水曜日)
午前10時(午前9時開場予定)

開催
場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館2階 孔雀の間
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

目次

第23回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
議案および参考事項	
＜会社提案＞	
第1号議案 剰余金の配当の件	第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
第2号議案 定款一部変更の件	第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件	第8号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する中長期業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
＜株主提案＞	
第9号議案 取締役北野嘉久氏の解任の件	
事業報告	40
連結計算書類	71
監査報告書	75

議決権行使のお願い

議決権は、株主の皆様が当社グループの経営にご参加いただくための大切な権利です。当日株主総会にご出席されない場合は、インターネットまたは書面により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2025年6月24日(火曜日)17時30分



ネットで
招集



本招集ご通知の主要なコンテンツをスマートフォン・タブレット端末から簡単にご覧いただける「ネットで招集」サービスを導入しております。こちらからも議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。左のQRコードまたは以下のURLよりアクセスください。
<https://s.srdb.jp/5411/>

株主各位

第23回定時株主総会招集ご通知

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第23回定時株主総会を2025年6月25日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

本株主総会では、議決権行使のご案内に記載のとおり、インターネットまたは書面により議決権を行使することができます。

株主の皆様におかれましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権の事前行使もご活用くださいますようお願い申し上げます。

JFEグループは、社会の持続的発展と人々の安全で快適な暮らしに寄り添う「なくてはならない」存在を目指し、「JFEビジョン2035」および「第8次中期経営計画」を策定いたしました。カーボンニュートラルに向けた技術開発でのトップランナーを目指すとともに、成長戦略に基づいたスリムで強靱な国内体制および海外成長地域での事業拡大による成長を目指し、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月6日
（電子提供措置の開始日2025年5月26日）
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
JFE ホールディングス 株式会社
代表取締役社長 **北野 嘉久**

企業理念

「JFEグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」

行動規範

「挑戦。柔軟。誠実。」

パーパス

JFEスチール

ねがう未来に、
鉄で応える。

JFEエンジニアリング

くらしの礎を 創る・担う・つなぐ
Just For the Earth

JFE商事

世界をつなぐ。
鉄でつなぐ。

1	日時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（午前9時開場予定）
2	場所	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館2階 孔雀の間（末尾記載のご案内図をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項 1. 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 <会社提案（第1号議案から第8号議案まで）> 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する中長期業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件 <株主提案（第9号議案）> 第9号議案 取締役北野嘉久氏の解任の件 （議案の要領は株主総会参考書類37頁～38頁に記載のとおりであります。）
4	招集にあたっての その他 決定事項	（1）代理人による議決権行使の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。なお、議決権の代理行使につきましては、定款の定めにより、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名様に委任する場合には限られておりますので、ご了承ください。 （2）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示をされていない場合は、会社提案については【賛】、株主提案については【否】の表示があったものとして取り扱わせていただきます。 （3）インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットにより行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 （4）インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5 電子提供 措置事項

- ・本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第23回定時株主総会招集ご通知」および「第23回定時株主総会招集ご通知交付書面から除く事項」として掲載していますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.jfe-holdings.co.jp/investor/stock/general_meeting/index.html



- ・電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、当社名または証券コード（5411）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しています。

ネットで招集 <https://s.srdb.jp/5411/>

以 上

当日株主総会にご出席されない場合は、インターネット（スマートフォンやパソコン）または書面により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、当日のプレゼンテーションの様子は、後日当社ウェブサイトにて動画にてご視聴いただけます。

- ◎書面交付請求された株主の皆様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、事業報告の「会社の新株予約権に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の支配に関する基本方針」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」、計算書類ならびに計算書類に係る会計監査人の監査報告書を記載していません。なお、監査役および会計監査人はこれらの事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずに会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月25日(水曜日) 午前10時(午前9時開場予定)



株主総会にご出席されない場合

インターネットまたは書面により、事前に議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

行使期限

2025年6月24日(火曜日) 17時30分

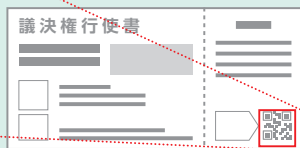


インターネットによる議決権行使のご案内

▶ スマートフォンによる方法(スマート行使)

1 QRコードを読み取り、ウェブサイトへアクセス

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



4 「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

この内容で行使する

前の画面にもどる

この内容で行使する

スマート行使*
(議決権行使ウェブサイト)

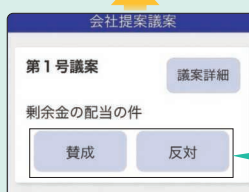
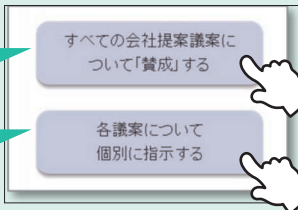
行使受付完了

スマート行使は1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、次頁「パソコン等による方法」で変更してください。

2 議決権行使方法を選択

会社提案に「賛成」、株主提案に「反対」が自動入力されます。

各議案について賛否の個別入力画面に進みます。



3 各議案について個別に指示する場合

賛否を選択

【議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～】

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第8号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要経営課題のひとつに掲げており、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた投資への対応と財務体質の改善を行ないつつ、積極的に配当を実施することを基本方針といたしております。

当期末の剰余金の配当につきましては、上記基本方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

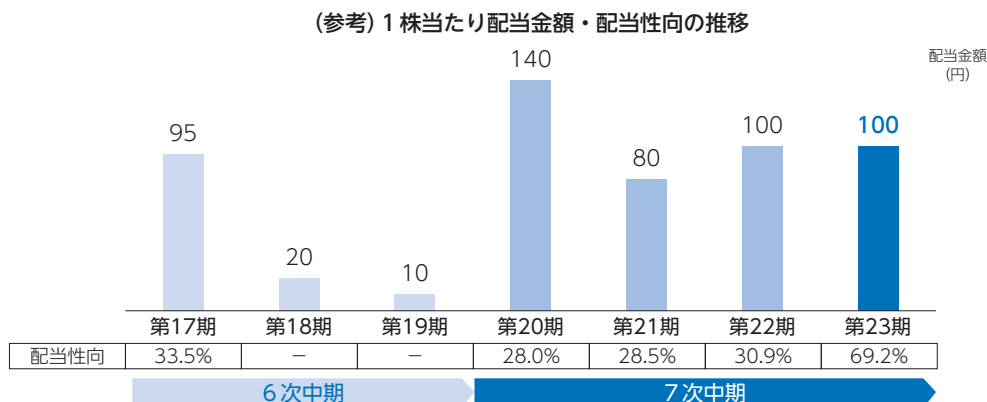
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額 31,845,142,150円

なお、中間配当として1株につき金50円をお支払いしておりますので、当期の年間を通じた剰余金の配当は1株につき金100円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月26日



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 経営の意思決定の迅速化、取締役会における経営方針や戦略に関する議論の充実、およびさらなる取締役会の監督機能の強化等を目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものです。
- (2) 議事録作成実務効率化の観点から、株主総会、取締役会および監査等委員会の議事録を電磁的記録によって作成することを可能とするため所要の変更を行うものです。
- (3) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款		変更案	
第1章 総則		第1章 総則	
第1条 ～ 第3条	(条文省略)	第1条 ～ 第3条	(現行どおり)
(機関)		(機関)	
第4条	当社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条	当社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第5条	(条文省略)	第5条	(現行どおり)
第2章 株式		第2章 株式	
第6条 ～ 第9条	(条文省略)	第6条 ～ 第9条	(現行どおり)

現行定款	変更案
(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会で定める。 ③ (条文省略) (株式の取扱) 第11条 当社の株式に関する取扱および手数料等は、法令または定款のほか、取締役会で定める規則による。	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u> ③ (現行どおり) (株式の取扱) 第11条 当社の株式に関する取扱および手数料等は、法令または定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める規則による。</u>
第3章 株主総会 第12条 ～ (条文省略) 第17条 (議事録) 第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載する。	第3章 株主総会 第12条 ～ (現行どおり) 第17条 (議事録) 第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載<u>または記録</u>する。
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社は取締役<u>12</u>名以内を置く。 (新設) (選任) 第20条 取締役は株主総会において選任する。 ② (条文省略) (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社は取締役<u>18</u>名以内を置く。 ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u> (選任) 第20条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。 ② (現行どおり) (任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款		変更案	
	(新設)	<u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
	(新設)	<u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>	
	(新設)	<u>④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	
第22条	(条文省略)	第22条	(現行どおり)
(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。		(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>	
(招集通知) 第24条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。		(招集通知) 第24条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日より3日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	
② 取締役および監査役の前員の同意あるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。		② 取締役の前員の同意あるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。	
(招集者および議長) 第25条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に事故または欠員があるときは取締役社長、取締役会においてあらかじめ定めたその他の取締役が、その順序にしたがいこれに当る。		(招集者および議長) 第25条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に事故または欠員があるときは取締役社長が、取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めたその他の取締役が、その順序にしたがいこれに当る。	

現行定款	変更案
(新設)	② 前項にかかわらず、 <u>監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u>
第26条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(決議の省略) 第27条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(決議の省略) 第27条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。
(議事録) 第28条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名押印を行なう。	(議事録) 第28条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名を行なう。
第29条 ～ (条文省略) 第30条	第29条 ～ (現行どおり) 第30条
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第5章 監査役および監査役会 (員数) 第31条 当社は監査役6名以内を置く。	第5章 監査等委員会 (削除)

現行定款	変更案
(選任) 第32条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</u>	(削除)
(任期) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
(常勤の監査役) 第34条 <u>監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。</u>	(常勤の監査等委員) 第32条 <u>監査等委員会の決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(招集通知) 第36条 <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意あるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(招集通知) 第33条 <u>監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意あるときは、招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(招集者および議長) 第37条 <u>監査役会は、監査役会においてあらかじめ定めた監査役がこれを招集し、その議長となる。ただし、必要ある場合は、その他の監査役がこれを招集しその議長となることを妨げない。</u>	(招集者および議長) 第34条 <u>監査等委員会は、監査等委員会においてあらかじめ定めた監査等委員がこれを招集し、その議長となる。ただし、必要ある場合は、その他の監査等委員がこれを招集しその議長となることを妨げない。</u>
(決議の方法) 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除くほか、監査役の過半数をもってこれを行なう。</u>	(決議の方法) 第35条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除くほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもってこれを行なう。</u>

現行定款	変更案
(議事録) 第<u>39</u>条 <u>監査役会</u>の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した<u>監査役</u>が記名押印を行なう。 (監査役会規則) 第<u>40</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項については、<u>監査役会</u>で定める規則による。 (監査役の責任免除) 第<u>41</u>条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の<u>監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第6章 計算 第<u>42</u>条 ～ 第<u>45</u>条 (条文省略) (新設)	(議事録) 第<u>36</u>条 <u>監査等委員会</u>の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>が記名押印または電子署名を行なう。 (監査等委員会規則) 第<u>37</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、<u>監査等委員会</u>で定める規則による。 (削除) 第6章 計算 第<u>38</u>条 ～ 第<u>41</u>条 第<u>38</u>条 ～ 第<u>41</u>条 (現行どおり) (附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の<u>監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、社外取締役を委員長とし委員の過半数を社外役員で構成する指名委員会における審議および答申に基づき取締役会にて決定したものです。また、取締役候補者8名のうち3名が社外取締役候補者であり、いずれの候補者も株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の「社外取締役独立性基準」を満たしております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	当社における現在の地位および担当	重要な子会社における現在の地位	取締役会出席状況（2024年度）
1	きたの よしひさ 北野 嘉久（満67歳） 再任 男性	代表取締役社長 CEO（最高経営責任者）	—	14回／14回 （100%）
2	ひろせ まさゆき 広瀬 政之（満61歳） 再任 男性	代表取締役	JFEスチール(株) 代表取締役社長	11回／11回 （100%）
3	てらはた まさし 寺畑 雅史（満65歳） 再任 男性	代表取締役副社長 CFO（最高財務責任者） 総務部、企画部、IR部、財務部、京浜臨海土地活用検討班および京浜事業利用推進班の統括	JFEスチール(株) 取締役	14回／14回 （100%）
4	ふくだ かずよし 福田 一美（満63歳） 再任 男性	取締役	JFEエンジニアリング(株) 代表取締役社長	11回／11回 （100%）
5	うばがい よしふみ 祖母井 紀史（満60歳） 新任 男性	—	JFE商事(株) 代表取締役社長	—
6	あんどう こ 安藤 よし子（満66歳） 再任 女性 社外 独立役員	社外取締役	—	14回／14回 （100%）
7	しまむら たくや 島村 琢哉（満68歳） 新任 男性 社外 独立役員	社外監査役	—	14回／14回 （100%）
8	こばやし けいいち 小林 敬一（満66歳） 再任 男性 社外 独立役員	社外取締役	—	11回／11回 （100%）

(注) 1.各候補者の年齢は、本総会時のものです。

2.広瀬政之氏、福田一美氏および小林敬一氏は、昨年の定時株主総会（2024年6月25日開催）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が異なります。

候補者番号

1 北野嘉久 (きたの よしひさ)

再任

男性

指名委員会委員

報酬委員会委員



- 生年月日
1958年2月20日生（満67歳）
- 所有する当社株式の数
79,304株
- 取締役就任年数（本総会終結時）
6年
- 取締役会出席状況（2024年度）
14回／14回（100%）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月 川崎製鉄株式会社入社	2019年 4月 同社代表取締役社長
2011年 4月 JFEスチール株式会社常務執行役員	2019年 6月 当社代表取締役
2014年 4月 同社専務執行役員	2024年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役社長退任
2018年 4月 同社代表取締役副社長	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

公益財団法人JFE21世紀財団理事長

執行役員の分担

CEO（最高経営責任者）

取締役候補者とした理由

北野嘉久氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における製鋼・生産管理部門の業務に加え、執行役員として各製鉄所・製造所および海外事業の統括、経営企画ならびにIT等の任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、JFEスチール株式会社の代表取締役社長としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は当社の代表取締役社長として当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号

2 広瀬政之 (ひろせ まさゆき)

再任

男性

指名委員会委員



- 生年月日
1963年11月19日生（満61歳）
- 所有する当社株式の数
18,345株
- 取締役就任年数（本総会終結時）
1年
- 取締役会出席状況（2024年度）
11回／11回（100%）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月 川崎製鉄株式会社入社	2023年 4月 同社代表取締役副社長
2017年 4月 JFEスチール株式会社常務執行役員	2024年 4月 同社代表取締役社長（現任）
2021年 4月 同社専務執行役員	2024年 6月 当社代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

JFEスチール株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

広瀬政之氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における鉄鋼製品の営業およびグループ会社の経営管理の業務に加え、執行役員として経営企画および総務・購買等の経営管理部門の任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。現在は同社の代表取締役社長として販売価格の改善や高付加価値商品の拡販による収益基盤強化および海外事業戦略の深化やソリューションビジネスの拡大による成長戦略の推進等に積極的に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号

3 寺畑 雅史 (てらはた まさし)

再任

男性

報酬委員会委員



- 生年月日
1959年10月31日生（満65歳）
- 所有する当社株式の数
30,600株
- 取締役就任年数（本総会終結時）
6年
- 取締役会出席状況（2024年度）
14回／14回（100％）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月	川崎製鉄株式会社入社	2018年 3月	当社専務執行役員退任
2012年 4月	当社常務執行役員	2018年 4月	JFE商事株式会社取締役退任
	JFEスチール株式会社常務執行役員		JFEスチール株式会社代表取締役副社長
2015年 4月	当社専務執行役員	2019年 4月	当社執行役員副社長（現任）
	JFEスチール株式会社専務執行役員		JFEスチール株式会社取締役（現任）
2016年 4月	JFE商事株式会社取締役	2019年 6月	当社代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

JFEスチール株式会社取締役
公益財団法人JFE21世紀財団専務理事

執行役員の分担

CFO（最高財務責任者）
総務部、企画部、IR部、財務部、京浜臨海土地活用
検討班および京浜事業利用推進班の統括

取締役候補者とした理由

寺畑雅史氏は、総務・法務部門の業務および当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における人事・労政部門の業務に加え、同社の執行役員として経理・財務・購買等の経営管理部門の任務を通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、JFEスチール株式会社の代表取締役副社長としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は当社の代表取締役副社長としてグループの経営管理や財務・資本政策の実行等に取り組むとともに、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社の非常勤取締役として同社の経営管理に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号

4 福田 一美 (ふくだ かずよし)

再任

男性



- 生年月日
1962年3月1日生（満63歳）
- 所有する当社株式の数
10,000株
- 取締役就任年数（本総会終結時）
1年
- 取締役会出席状況（2024年度）
11回／11回（100％）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月	川崎製鉄株式会社入社	2023年 4月	同社専務執行役員
2018年 4月	JFEエンジニアリング株式会社 常務執行役員	2024年 4月	同社代表取締役社長（現任）
		2024年 6月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

福田一美氏は、当社グループの中核企業であるJFEエンジニアリング株式会社における上下水道施設に係る営業・設計等に関する業務や、同子会社の経営経験に加え、執行役員として、リサイクルビジネスの推進や海外事業の統括等の幅広い任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、同社の専務執行役員としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は同社の代表取締役社長として国内収益基盤の強化、海外事業拡大等に積極的に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号

5 祖母井紀史 (うばがい よしふみ)

新任

男性



- 生年月日
1965年3月4日生 (満60歳)
- 所有する当社株式の数
11,402株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	川崎製鉄株式会社入社	2023年 4月	同社代表取締役副社長
2018年 4月	JFEスチール株式会社常務執行役員	2025年 4月	同社代表取締役副社長退任
2022年 4月	同社専務執行役員		JFE商事株式会社代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

JFE商事株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

祖母井紀史氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における鉄鋼製品の営業およびグループ会社の経営管理の業務に加え、執行役員としてグループ会社の経営管理および営業部門の任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、同社の代表取締役副社長としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は当社グループの中核企業であるJFE商事株式会社の代表取締役社長として国内収益基盤の強化、海外事業拡大等に積極的に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号

6 安藤よし子 (あんどう よしこ)

再任

女性

社外

独立役員

指名委員会委員



- 生年月日
1959年3月17日生 (満66歳)
- 所有する当社株式の数
4,000株
- 社外取締役就任年数 (本総会終結時)
5年
- 取締役会出席状況 (2024年度)
14回/14回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月	労働省入省	2016年 6月	同省政策統括官 (統計・情報政策担当)
2013年 7月	厚生労働省労働基準局労災補償部長	2017年 7月	同省人材開発統括官
2014年 7月	同省雇用均等・児童家庭局長	2018年 7月	同省退官
2015年10月	同省政策統括官 (労働担当)	2020年 6月	当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

キリンホールディングス株式会社社外取締役
三精テクノロジー株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

安藤よし子氏は、行政官として長年にわたり活躍され、女性活躍推進をはじめとする労働行政における政策立案等に従事されました。同氏には、このような雇用・労働の幅広い分野に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づくガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。

同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、同氏の深い知見と卓越した見識に加え、当社の社外取締役に就任以降の実績から、引き続き、当社の社外取締役として業務執行全般の監督および当社の企業価値の向上において貴重な提言・助言をいただけるものと判断したものであります。

特記事項

安藤よし子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外取締役独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

候補者番号

7

島村 琢哉

(しまむら たくや)

新任

男性

社外

独立役員

指名委員会委員



- 生年月日
1956年12月25日生（満68歳）
- 所有する当社株式の数
3,400株
- 取締役会出席状況（2024年度）
14回／14回（100%）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月	旭硝子株式会社（現AGC株式会社）入社	2021年 1月	同社代表取締役会長
2013年 1月	同社常務執行役員電子カンパニープレジデント	2021年 3月	同社取締役会長（現任）
2015年 1月	同社社長執行役員CEO	2022年 6月	当社監査役（現任）
2015年 3月	同社代表取締役兼社長執行役員CEO		

重要な兼職の状況

AGC株式会社取締役会長
株式会社荏原製作所社外取締役

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

島村琢哉氏は、ガラスをはじめ、電子、化学品、セラミック等の多岐にわたる事業をグローバルに展開するAGC株式会社の経営者として長年活躍され、組織文化変革を通じた安定収益の確保と成長戦略の推進という両利きの経営に加え、サステナビリティ経営にも積極的に取り組まれました。同氏には、このような企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づくガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。

同氏の深い知見と卓越した見識に加え、当社の社外監査役に就任以降の実績から、当社の社外取締役として業務執行全般の監督および当社の企業価値の向上において貴重な提言・助言をいただけるものと判断したものであります。

特記事項

- 島村琢哉氏は、当社の社外監査役であり、就任年数（本総会終結時）は、3年であります。
- 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外取締役独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めるに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が取締役選任に就任した場合には、当社は、引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏が2021年3月まで代表取締役を務めていたAGC株式会社は、2024年度において、当社および当社の事業会社との間で当社およびAGC株式会社それぞれの年間連結売上高（売上収益）の1%を超える取引はありません。従って、同社は当社またはその事業会社を主要な取引先とする者および当社またはその事業会社の主要な取引先である者に該当しません。また、当社および当社の事業会社は、2025年3月末時点で、AGC株式会社の株式を保有しておりません。
- 同氏が社外取締役として就任している株式会社荏原製作所は、2025年2月20日、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。同氏は、事前に当該事案を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言等を行ってまいりました。また、当該事案を認識した後は、早急な事案の究明、再発防止に向けた内部統制体制の強化・コンプライアンスの徹底について提言等を行っております。

候補者番号

8

小林 敬一

(こばやし けいいち)

再任

男性

社外

独立役員

報酬委員会委員長



- 生年月日
1959年6月24日生（満66歳）
- 所有する当社株式の数
1,200株
- 社外取締役就任年数（本総会終結時）
1年
- 取締役会出席状況（2024年度）
11回／11回（100%）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月	古河電気工業株式会社入社	2017年 4月	同社代表取締役社長
2016年 4月	同社代表取締役兼執行役員専務 グローバルマーケティングセールス部門長	2023年 4月	同社取締役会長（現任）
		2024年 6月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

古河電気工業株式会社取締役会長
株式会社NTTデータ社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小林敬一氏は、銅をはじめとする素材および産業機械を中心に幅広い事業を展開している古河電気工業株式会社の経営者として長年活躍され、金属材料について深い学識を有するとともに、海外拠点を含めたマーケティング・販売体制の構築・強化や、資本効率性を重視した経営の推進等に取り組まれました。同氏には、このような企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づくガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。

同氏の深い知見と卓越した見識に加え、当社の社外取締役に就任以降の実績から、引き続き、当社の社外取締役として業務執行全般の監督および当社の企業価値の向上において貴重な提言・助言をいただけるものと判断したものであります。

特記事項

小林敬一氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外取締役独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏が2023年3月まで代表取締役を務めていた古河電気工業株式会社は、2024年度において、当社および当社の事業会社との間で当社および古河電気工業株式会社それぞれの年間連結売上高（売上収益）の1%を超える取引はありません。従って、同社は当社またはその事業会社を主要な取引先とする者および当社またはその事業会社の主要な取引先である者に該当しません。また、当社および当社の事業会社は、2025年3月末時点で、古河電気工業株式会社の株式を保有しておりません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、安藤よし子および小林敬一の両氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しており、また、当社は、島村琢哉氏との間で、監査役として当該契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合、上記の3氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、北野嘉久、広瀬政之、寺畑雅史、福田一美、安藤よし子および小林敬一の6氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、また、当社は、島村琢哉氏との間で、監査役として当該契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、電子提供措置事項の事業報告③（3）補償契約の内容の概要に記載のとおりです。本議案が原案どおり承認された場合、上記の6氏との間の補償契約を継続する予定であり、祖母井紀史および島村琢哉の両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、電子提供措置事項の事業報告③（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。本議案が原案どおり承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、保険期間満了時に同様の契約を締結することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、社外取締役を委員長とし委員の過半数を社外役員で構成する指名委員会における審議および答申に基づき取締役会にて決定したものです。また、監査等委員である取締役候補者5名のうち3名が社外取締役候補者であり、いずれの候補者も株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の「社外取締役独立性基準」を満たしております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（年齢）	当社における現在の地位および担当	重要な子会社における 現在の地位	取締役会出席状況 (2024年度)
1	はら のぶ や 原 伸哉 （満63歳） 新任 男性	監査役（常勤）	JFEスチール(株)監査役	14回／14回 (100%)
2	あきもと 秋本 なかば （満57歳） 新任 女性	監査役（常勤）	JFEエンジニアリング(株)監査役 JFE商事(株)監査役	14回／14回 (100%)
3	ぬまがみ つよし 沼上 幹 （満65歳） 新任 男性 社外 独立役員	社外監査役	—	14回／14回 (100%)
4	すずき よしひさ 鈴木 善久 （満70歳） 新任 男性 社外 独立役員	—	—	—
5	なかむら なおと 中村 直人 （満65歳） 新任 男性 社外 独立役員	—	—	—

候補者番号

1 原

伸哉 (はら のぶや)

新任

男性



- 生年月日
1961年12月11日生（満63歳）
- 所有する当社株式の数
10,538株
- 監査役就任年数（本総会終結時）
8年
- 取締役会出席状況（2024年度）
14回／14回（100％）
- 監査役会出席状況（2024年度）
20回／20回（100％）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	日本鋼管株式会社入社	2015年 4月	同社関連企業部長
2011年 4月	JFEスチール株式会社経理部長	2016年 4月	同社監査役（現任）
2012年 4月	同社経理部長、当社経理部長	2017年 6月	当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

JFEスチール株式会社監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

原伸哉氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における経営企画、経理・財務関連の業務および当社における経理関連の業務を通じて財務および会計に関する豊富な経験と知識を有しております。また、同社のグループ会社の経営管理に関する業務および同社の監査役としての任務を通じて豊富な経験と知識を有しております。こうした同氏の経験・知識に加え、当社の監査役に就任以降の実績から、監査等委員である取締役として業務執行全般の監査・監督を的確、公正に行なうことができると判断したものであります。

候補者番号

2 秋本なかば

(あきもと なかば)

新任

女性



- 生年月日
1968年5月2日生（満57歳）
- 所有する当社株式の数
5,169株
- 監査役就任年数（本総会終結時）
3年
- 取締役会出席状況（2024年度）
14回／14回（100％）
- 監査役会出席状況（2024年度）
20回／20回（100％）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年 4月	日本鋼管株式会社入社	2022年 4月	当社総務部担当役員付主任部員
2002年 5月	米国ニューヨーク州弁護士登録		JFEエンジニアリング株式会社監査役（現任）
2015年 4月	当社総務部法務室長		JFE商事株式会社監査役（現任）
		2022年 6月	当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

JFEエンジニアリング株式会社監査役
JFE商事株式会社監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

秋本なかば氏は、当社および当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社の法務関連の業務を通じ、グループの内部統制体制の適切な整備運用等の豊富な経験と知識に加え、米国ニューヨーク州弁護士としての見識を有しております。また、当社グループの中核企業であるJFEエンジニアリング株式会社およびJFE商事株式会社の監査役としての任務を通じて豊富な経験と知識を有しております。こうした同氏の経験・知識に加え、当社の監査役に就任以降の実績から、監査等委員である取締役として業務執行全般の監査・監督を的確、公正に行なうことができると判断したものであります。

候補者番号

3 沼上

幹 (ぬまがみ つよし)

新任

男性

社外

独立役員

指名委員会委員

報酬委員会委員



- 生年月日
1960年3月27日生（満65歳）
- 所有する当社株式の数
15,300株
- 監査役就任年数（本総会終結時）
7年
- 取締役会出席状況（2024年度）
14回／14回（100％）
- 監査役会出席状況（2024年度）
20回／20回（100％）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2000年 4月	一橋大学大学院商学研究科教授	2018年 4月	同大学大学院経営管理研究科教授
2011年 1月	同大学大学院商学研究科研究科長	2018年 6月	当社監査役（現任）
2014年12月	同大学理事・副学長	2023年 4月	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授（現任）

重要な兼職の状況

早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授
東京センチュリー株式会社社外取締役
株式会社荏原製作所社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

沼上幹氏は、長年にわたり企業経営に関する研究に意欲的に取り組み、企業の経営戦略や組織のあり方について深い学識を有するとともに、様々な産業分野に精通しております。また、一橋大学副学長として大学経営に関する経験も有しております。同氏には、このような経営等に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づくガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。

同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、同氏の深い知見と卓越した見識に加え、当社の社外監査役に就任以降の実績から、監査等委員である社外取締役として業務執行全般の監査・監督を的確、公正に行なうとともに、当社の企業価値の向上において貴重な提言・助言をいただけるものと判断したものであります。

特記事項

- 沼上幹氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外取締役独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏が2023年3月まで教授を務めていた一橋大学および2023年4月より教授を務めている早稲田大学は、2024年度において、当社および当社の事業会社との間で当社および一橋大学、早稲田大学それぞれの年間連結売上高（売上収益）および収入の1％を超える取引はありません。また、一橋大学および早稲田大学は、過去3年間において、当社および当社の事業会社から1,000万円以上の寄付金の受領はありません。
- 同氏が社外取締役として就任している株式会社荏原製作所は、2025年2月20日、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。同氏は、事前に当該事案を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言等を行ってまいりました。また、当該事案を認識した後は、早急な事案の究明、再発防止に向けた内部統制体制の強化・コンプライアンスの徹底について提言等を行っております。

候補者番号

4 鈴木善久 (すずき よしひさ)

新任

男性

社外

独立役員



- 生年月日
1955年6月21日生（満70歳）
- 所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	2021年 4月	同社取締役副会長
2016年 6月	同社代表取締役専務執行役員 情報金融カンパニープレジデント	2022年 4月	同社副会長
2018年 4月	同社代表取締役社長COO	2023年 4月	同社専務理事
2020年 4月	同社代表取締役社長COO兼CDO・CIO	2024年 4月	同社理事（現任）

重要な兼職の状況

協和キリン株式会社社外取締役
オムロン株式会社社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鈴木善久氏は、グローバルに事業を展開している伊藤忠商事株式会社の経営者として長年活躍され、北米事業や航空関連製造会社のCEOを歴任するなど、国内外での事業経営に加え、情報・金融事業における新規事業の創造等、豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏には、このような企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づくガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。

同氏の深い知見と卓越した見識から、監査等委員である社外取締役として業務執行全般の監査・監督を的確、公正に行なうとともに、当社の企業価値の向上において貴重な提言・助言をいただけるものと判断したものであります。

特記事項

鈴木善久氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外取締役独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏が2021年3月まで代表取締役を務めていた伊藤忠商事株式会社は、2024年度において、当社および当社の事業会社との間で当社および伊藤忠商事株式会社それぞれの年間連結売上高（売上収益）の1%を超える取引はありません。従って、同社は当社またはその事業会社を主要な取引先とする者および当社またはその事業会社の主要な取引先である者に該当しません。また、当社および当社の事業会社は、2025年3月末時点で、伊藤忠商事株式会社の株式を保有しておりません。

候補者番号

5 中村直人 (なかむら なおと)

新任

男性

社外

独立役員



- 生年月日
1960年1月25日生（満65歳）
- 所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月 弁護士登録	2003年 2月 中村直人法律事務所（現 中村・角田・
1985年 4月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所	松本法律事務所）開設 パートナー
1998年 4月 日比谷パーク法律事務所開設 パートナー	2023年 4月 中村法律事務所開設（現任）

重要な兼職の状況

中村法律事務所 弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中村直人氏は、弁護士として長年活躍され、第三者委員会等の立場から企業に対し指導・助言・監督を実施するなど、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する豊富な経験と深い見識および他の会社の社外役員としての豊富な経験を有しております。同氏には、弁護士として培われた法律実務に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づくガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。

同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、同氏の深い知見と卓越した見識から監査等委員である社外取締役として業務執行全般の監査・監督を的確、公正に行なうとともに、当社の企業価値の向上において貴重な提言・助言をいただけるものと判断したものであります。

特記事項

中村直人氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外取締役独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏が2023年4月までパートナー弁護士を務めていた中村・角田・松本法律事務所および2023年4月に設立した中村法律事務所は、当社および当社の事業会社より過去3年間平均にて年間1,000万円以上の報酬を得ておりません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現任監査役である原仲哉、秋本なかばおよび沼上幹の3氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合、上記の3氏ならびに鈴木善久および中村直人の両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、現任監査役である原仲哉、秋本なかばおよび沼上幹の3氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約の内容の概要は、電子提供措置事項の事業報告②(3) 補償契約の内容の概要に記載のとおりです。本議案が原案どおり承認された場合、上記の3氏ならびに鈴木善久および中村直人の両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は電子提供措置事項の事業報告③(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。本議案が原案どおり承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、保険期間満了時に同様の契約を締結することを予定しております。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

当社は、当社およびJFEグループが、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現し、企業理念を実践するために最良のコーポレートガバナンスを追求しその更なる充実を図ることを目的として、「JFEホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」を制定しております。また、取締役会の構成については、様々な分野における専門性や知識、経験などの多様性の充実を目指しており、当社および事業会社の事業内容や経営課題を踏まえて、当社の経営に必要な備えるべきスキルを特定し、規模の適正性とのバランスを勘案しつつ、指名委員会における審議を経て役員候補者を選出しております。

なお、第2号議案、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認された場合、特定したスキルに対する各取締役の知識・経験・能力を踏まえたスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	企業経営 経営戦略	サステナビリティ 環境	テクノロジー DX	財務・ 会計	内部統制 ガバナンス	法務 コンプライアンス	人事労務 人材開発	営業 マーケティング	知見を有する 事業
取締役	社内	北野 嘉久	●	●		●				鉄鋼
		広瀬 政之	●			●			●	鉄鋼
		寺畑 雅史	●		●	●	●	●		鉄鋼/商社
		福田 一美	●	●		●			●	エンジニアリング
		祖母井 紀史	●	●		●			●	鉄鋼/商社
	社外	安藤 よし子	●			●	●	●		—
		島村 琢哉	●			●			●	—
		小林 敬一	●	●		●			●	—
監査等委員である取締役	社内	原 伸哉	●		●	●				鉄鋼
		秋本 なかば				●	●			鉄鋼/ エンジニアリング/ 商社
	社外	沼上 幹	●		●	●			●	—
		鈴木 善久	●	●		●			●	—
		中村 直人	●			●	●			—

(ご参考) JFEホールディングスの社外取締役独立性基準

JFEホールディングスは、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社に対する十分な独立性を有していないものとみなします。

- ① 当社およびその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人（以下、「業務執行者」という）である者、または過去において業務執行者であった者。
- ② 当社の現在の大株主である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ③ 当社またはその事業会社を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ④ 当社またはその事業会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ⑤ 当社またはその事業会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等。それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ⑥ 当社またはその事業会社から、一定額（過去３年間平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または過去３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ⑦ 当社またはその事業会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産（過去３年間平均にて年間1,000万円以上の額）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家および弁護士等の法律専門家である者。それらの者が法人・組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
- ⑧ 当社またはその事業会社の会計監査人または会計監査人の社員等である者、または最近３年間ににおいて当該社員等として当社またはその事業会社の監査業務に従事した者。
- ⑨ 当社または事業会社から取締役を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者。
- ⑩ 当社の主幹事証券会社の業務執行者である者。または最近３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ⑪ 上記①から⑩のいずれかに該当している者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）である者。

上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由および独立社外取締役としての要件を充足している旨を説明することによって、当該人物を当社の独立社外取締役候補とすることができる。

※ 「事業会社」：JFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、JFE商事株式会社

※ 「主要な取引先」：直近事業年度の年間連結売上高の1%を超える場合をいう

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、社外取締役を委員長とし委員の過半数を社外役員で構成する指名委員会における審議および答申に基づき取締役会にて決定したものです。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の「社外取締役独立性基準」を満たしております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。また、本選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

佐長 功 (さいき いさお)

男性

社外

独立役員

報酬委員会委員



- 生年月日
1961年8月11日生（満63歳）
- 所有する当社株式の数
18,500株
- 監査役就任年数（本総会終結時）
8年（※）
- 取締役会出席状況（2024年度）
14回／14回（100％）
- 監査役会出席状況（2024年度）
20回／20回（100％）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年 4月 弁護士登録	2014年 4月 当社監査役
1989年 4月 銀座法律事務所（現 阿部・井窪・片山法律事務所）入所	2014年 6月 当社監査役退任
1998年 1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー（現任）	2017年 6月 当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐長功氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識を有しております。また、当社を含め上場会社の社外監査役を務められた実績があります。同氏には、弁護士として培われた法律実務に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づくガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。

同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、同氏の深い知見と卓越した見識および当社の監査役に就任以降の実績から監査等委員である取締役として業務執行全般の監督・監査を的確、公正に行うとともに、当社の企業価値の向上において貴重な提言・助言をいただけるものと判断したものであります。

（※）佐長功氏が2017年6月に当社監査役に就任してからの年数は8年ですが、2014年4月より2ヶ月間監査役であった期間がありますので、それらを通算した年数は8年2ヶ月であります。

- （注）
- 候補者佐長功氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 当社は、現任監査役である同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。補欠の監査等委員である取締役として同氏の選任が承認可決され、その後、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 - 当社は、現任監査役である同氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。補欠の監査等委員である取締役として同氏の選任が承認可決され、その後、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏がパートナー弁護士を務めている阿部・井窪・片山法律事務所は、当社および当社の事業会社より過去3年間平均にて年間1,000万円以上の報酬を得ておりません。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、補欠の監査等委員である取締役として同氏の選任が承認可決され、その後、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は電子提供措置事項の事業報告⑤（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。
 - 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外取締役独立性基準」を満たしております。補欠の監査等委員である取締役として同氏の選任が承認可決され、その後、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏がパートナー弁護士を務めている阿部・井窪・片山法律事務所は、当社および当社の事業会社より過去3年間平均にて年間1,000万円以上の報酬を得ておりません。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会において年額7億円以内（うち社外取締役分は年額8,000万円以内。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、取締役の員数、他社水準およびこれまでの支給実績等を総合的に勘案し、従前と同額の年額7億円以内（うち社外取締役分は年額8,000万円以内。）と定めることといたしたく存じます。なお、取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が「当社取締役および執行役員の報酬に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）および「当社取締役および執行役員の個人別報酬の決定方針」（以下、「決定方針」という。）との整合性を含む多角的な検討のうえ取締役会に答申を行い、取締役会はその答申を尊重し、決定することといたします。また、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、取締役会の決議により、基本方針および決定方針を改定することを予定しております。本議案の内容は、改定予定の基本方針および決定方針に合致するものであり、相当であると判断しております。（改定後の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度の概要につきましては、34頁の（ご参考）をご参照ください。）

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役は従前と同じく8名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額2億円以内と定めることといたしたく存じます。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容については、監査等委員である取締役の協議により決定されることとなります。なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報

酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する中長期業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

1. 提案の理由および提案を相当とする理由

当社は、中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現への貢献を推進することを企図して、当社および事業会社の取締役と執行役員を対象とした、中長期業績に連動する株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」という。）を、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき導入いたしました。また、2021年6月25日開催の第19回定時株主総会（以下、「前株主総会」という。）において、本制度の対象となる当社の取締役に対する報酬の額および内容の一部改定についてご承認をいただき、今日に至っております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「取締役」という。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、当社および事業会社の取締役と執行役員（具体的な対象者は下記3.（1）のとおりとし、以下、対象者を総称して「当社グループ取締役等」という。）に対し、中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式等（下記3.（1）において定義する。）を給付することにより、報酬と当社グループの業績および株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を一層促進することで、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。また、当社グループ取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を高めることにより、本制度の目的をより強く実現するべく、今般ご承認をお願いする報酬枠については、当社が信託に拠出する金銭の上限および信託が取得し、給付の対象となる当社株式数の上限の改定をふまえた設定といたしております。

また、「当社取締役および執行役員の報酬に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）の内容および「当社取締役および執行役員の個人別報酬の決定方針」（以下、「決定方針」という。）の内容の概要は、電子提供措置事項の事業報告（63頁）に記載のとおりであります。監査等委員会設置会社への移行後、取締役会の決議により、基本方針および決定方針を改定することを予定しております。

本議案の内容は、改定予定の基本方針および決定方針に合致するものであり、報酬委員会の審議および答申をふまえ、取締役会にて決定したものであり、当社としては本議案の内容は相当であると判断しております。(改定後の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬制度の概要につきましては、34頁の（ご参考）をご参照ください。)

なお、改定後の本制度の詳細につきましては、下記3. の枠内で当社の取締役会にご一任いただきたいと存じます。

当社の取締役のうち、事業会社の業務執行取締役を兼務する取締役については当社からは本制度に基づく報酬を支給しないため、本制度の対象となる当社の取締役は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認された場合は2名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

2. 本制度の改定内容

本制度の改定内容は以下のとおりです。

項目	改定前	改定後
本制度の対象者	・当社および事業会社の取締役（社外取締役を除く。） ・当社および事業会社の取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除く。）	・当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および事業会社の取締役（業務執行取締役に限る。） ・当社および事業会社の取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除く。）
当社が信託に拠出する金銭の上限	1事業年度当たり15億円（うち当社取締役分は2億円）×当該対象期間に係る事業年度数	1事業年度当たり18億円（うち当社取締役分は2億円）×当該対象期間に係る事業年度数
信託が取得し、給付の対象となる当社株式数の上限	1事業年度当たり160万株（うち当社取締役分22万株）×当該対象期間に係る事業年度数	1事業年度当たり290万株（うち当社取締役分32万株）×当該対象期間に係る事業年度数

また、本制度のうち中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式等の給付を行う業績連動部分については、第8次中期経営計画に掲げる目標等に応じて業績指標を変更いたします。(具体的な内容は下記3.（1）および（4）のとおりです。)

上記を除き、前株主総会における決議の内容から実質的な変更はありません。

3. 改定後の本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、当社グループ取締役等に対して、当社および事業会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

本制度は、前株主総会における決議に基づき、第7次中期経営計画の対象となる2021年度から2024年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度にわたる期間を「前対象期間」といい、前対象期間の経過後に開始する第8次中期経営計画の対象となる2025年度から2027年度までの3事業年度の期間を「本対象期間」という。また、本対象期間および本対象期間の経過後に開始する中期経営計画の対象となる期間をそれぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象としております。また、対象期間は今後の中期経営計画の対象となる期間に相当する期間を1事業年度から5事業年度の間で設定いたします。

本制度の構成	業績連動部分	対象期間の中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて、当社株式等を給付（注1） * 事業会社がセグメント利益において損失を計上した場合、当該事業会社の対象者への当該事業年度分の給付は行いません。
	在任期間部分	会社毎・役位毎の在任期間に応じて当社株式等を給付
本制度の対象者		・ 当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および事業会社の取締役（業務執行取締役に限る。） ・ 当社および事業会社の取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除く。）
当社が信託に拠出する金銭の上限		1事業年度当たり18億円×当該対象期間に係る事業年度数 （うち当社取締役分は1事業年度当たり2億円×当該対象期間に係る事業年度数）
信託が取得し、給付の対象となる当社株式数の上限		1事業年度当たり290万株×当該対象期間に係る事業年度数 （うち当社取締役分は1事業年度当たり32万株×当該対象期間に係る事業年度数）
信託による当社株式の取得方法		取引所市場を通じた取得または当社の自己株式処分の引き受け
当社株式等の給付時期		原則として当社グループ取締役等退任時

- (注) 1. 業績連動部分について、本対象期間においては、第8次中期経営計画に掲げる親会社所有者帰属持分当期利益率（以下、「ROE」という。）および当社の株主総利回りを配当込みTOPIXの株主総利回りと比較して算出した相対的な数値（以下、「相対TSR」という。）を業績指標とし、当該目標達成時を100%として、各事業年度分の給付水準を0～200%の範囲で変動させます。

(2) 当社が本信託に拠出する金銭の上限額および本信託から給付が行われる当社株式の上限株式数

当社は、当社グループ取締役等に対して給付する当社株式等の原資として、対象期間ごとに1事業年度当たり18億円に当該対象期間に係る事業年度数を乗じた額（うち当社の取締役分として1事業年度当たり2億円に当該対象期間に係る事業年度の数乗じた額）を上限とする金銭を本信託に拠出するものとします（注2）。当社の取締役分としての上限額は、本総会終結後の取締役の員数および今後の取締役の改選を考慮し、最高評価（目標達成水準を100%として200%に相当）となる場合の報酬額として算出しています。

なお、各対象期間にかかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式および金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、当該対象期間の直前の事業年度の末日における帳簿価格とする。）を上記上限額から控除した金額をもって、当該対象期間に対応する追加拠出額の上限とします。上記残存株式等の算出にあたっては、信託財産内に残存する当社株式から、当該追加拠出の対象期間の開始前に当社グループ取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式であって、当社グループ取締役等に対する給付が未了であるものを除くものとします。

また、本信託において下記（5）により当社グループ取締役等に給付される当社株式（換価処分の対象となる株式数を含む。）の総数は、各対象期間当たり1事業年度当たり290万株に当該対象期間に係る事業年度の数乗じた数（うち当社の取締役分として1事業年度当たり32万株に当該対象期間に係る事業年度の数乗じた数）を上限とします。この株数は、上記の拠出金の上限額をふまえて、当社の株価等を参考に設定しております。

(注) 2. 当社が拠出する金銭には、事業会社の取締役および執行役員に対して給付する当社株式等の原資として当該会社が負担すべき金銭が含まれますが、当該金銭については当該会社の対象者に当社株式等の給付がなされた都度、当社と当該会社との間で精算を行います。

(3) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（2）により拠出された金銭を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(4) 当社グループ取締役等に給付される当社株式等の数および額の算定方法

当社グループ取締役等には、各事業年度に関して、各社の役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社グループ取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、290万ポイント（うち当社の取締役分として32万ポイント）を上限とします。

事業年度毎に付与されたポイント数は、原則として、当該当社グループ取締役等の退任時まで累積されます。この累積したポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとする。）を乗じて得たポイント数（以下、「確定ポイント数」という。）を1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して、下記（5）のとおり、当社株式等を給付いたします。ただし、今後、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。

なお、本対象期間における各事業年度の付与ポイント数の算定方法は、以下を予定しております。

①業績連動部分

業績連動部分の算定にあたっては、株主資本コストを意識し、株主の皆様と目線を同じくして長期的な企業価値向上に資することが重要と考え、第8次中期経営計画において設定したROEの目標値および相対TSRの目標値を指標としております。

具体的には、会社毎・役位毎に定める基準ポイント（以下、「業績連動ポイント」という。）に、第8次中期経営計画におけるROE目標および相対TSR目標に対する達成度を乗じて算定します。達成度は目標到達時を100%とし、0%～200%の範囲で変動します。

年間付与ポイント数＝業績連動ポイント×{(ROE目標に対する達成度（0%～200%）×70%）+（相対TSR目標に対する達成度（0%～200%）×30%）}

なお、当該事業年度において、事業会社がセグメント利益において損失を計上した場合は、当該事業会社の対象者に対して業績連動部分の付与を行いません。

②在任期間部分

会社毎・役位毎に定める基準ポイント（以下、「在任期間ポイント」という。）に、当該役位の在任期間に応じた調整率を乗じて算定します。当該事業年度に対応する役務提供期間に全期間在任した場合は、調整率が100%となります。

年間付与ポイント数＝在任期間ポイント
×当該役位の在任期間に応じた調整率（0%～100%）

（5）当社株式等の給付

当社グループ取締役等が退任し、各社における役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該当社グループ取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、各社における役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合につい

て、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた当社グループ取締役等であっても、株主総会または取締役会において解任の決議をされた場合、在任中または退任日から給付が行われる日までの間に一定の非違行為があった場合には、当社または事業会社の取締役会決議に基づき、給付を受ける権利を失効させることができるものとします。また、給付を受けた後に一定の非違行為があった場合においても、当社または事業会社の取締役会決議に基づき、当該当社グループ取締役等が受領した当社株式等に相当する経済価値の返還を請求することができるものとします。

(6) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式については、当社経営への中立性を確保するため、議決権は行使しないものとします。

(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、当社および当社グループ取締役等と利害関係のない団体へ寄付されることになります。

(8) その他

本制度に関するその他の内容については取締役会において定めます。

以 上

(ご参考) 当社の執行役員ならびに事業会社の取締役および執行役員に対する本制度の一部改定につきましては、第2号議案および本議案が原案どおり承認されることを条件として、当社および事業会社の取締役会決議ならびに事業会社の株主総会決議における承認を経ることとしております。

ご参考 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度の概要

現行制度

当社社長が中期目標を達成したときの報酬比率
基本報酬：年次賞与：株式報酬 **6:2:2**

新制度

当社社長が中期目標を達成したときの報酬比率
基本報酬：年次賞与：株式報酬 **2:1:1**

当社が信託に拠出する
金銭の上限：

**4年間で
8億円以内**

※社外取締役は対象外

取締役（全員）の報酬
限度額：

年額7億円以内

うち社外取締役全員の
報酬限度額：

年額8千万円以内



第8号議案

当社が信託に拠出
する金銭の上限：

**3年間で
6億円以内**

※監査等委員である
取締役および社外
取締役は対象外



第6号議案

取締役（監査等委員で
あるものを除く。）
全員の報酬限度額：

年額7億円以内

うち社外取締役（監査
等委員であるものを
除く。）の報酬限度額：

年額8千万円以内

※社外取締役は基本報酬のみ

年次賞与（短期業績連動）

財務業績※1



ESG業績

新指標

従業員エンゲージメント指標※2



気候変動指標※3



安全指標※4

※1 セグメント利益の合計額を用いて算出

※2 各事業会社の「働きがいのある職場の実現」に関するKPIの達成度を用いて算出

※3 各事業会社の「気候変動問題解決への貢献」に関するKPIの達成度を用いて算出

※4 各事業会社の「労働災害の防止」に関するKPIの達成度を用いて評価

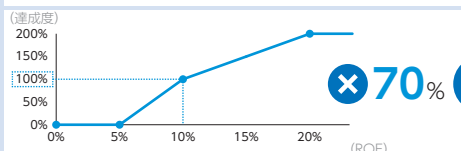
上記の図は各報酬の割合を表すものではありません。

株式報酬（中長期業績連動、第8次中期経営計画期間中）

算出方法変更・新指標採用

業績連動部分

ROE目標達成度

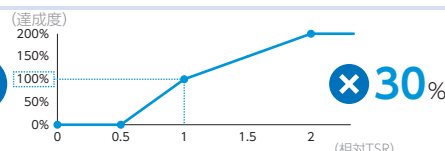


●達成度は0～200%で変動。ROE10%のときに達成度100%

●ROE5%以下の場合は達成度0%

※ROE：Return On Equity（自己資本利益率）

相対TSR目標達成度



●相対TSRは、当社のTSR（対象期間5年）を配当込みTOPIXのTSR（同上）と比較して算出した相対的な指標とする。

●達成度は0～200%で変動。相対TSR1のときに達成度100%

●相対TSR0.5以下の場合は達成度0%

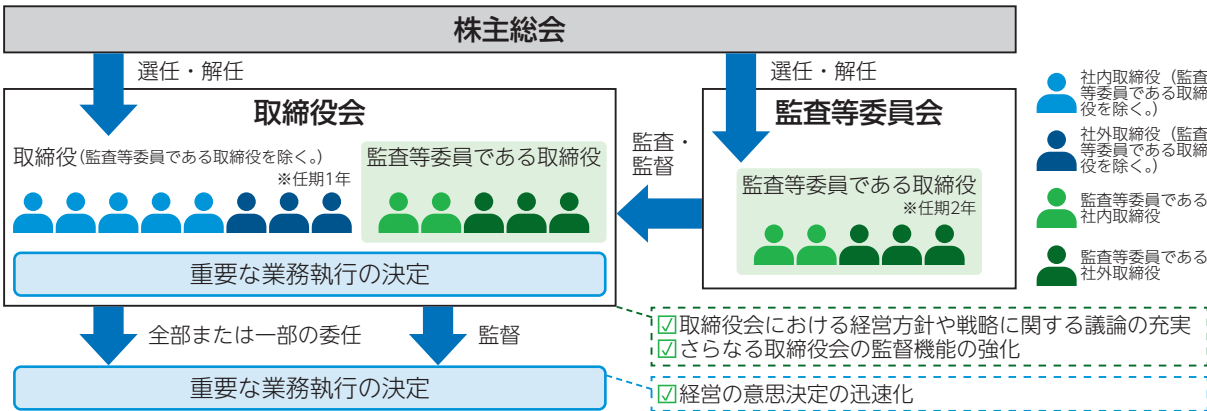
※TSR：Total Shareholder Return（株主総利回り）

＋ 在任期間
部分

ご参考

本総会決議事項第2号議案から第8号議案を原案どおりご承認いただいた場合、次のとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

(1) 監査等委員会設置会社のイメージ

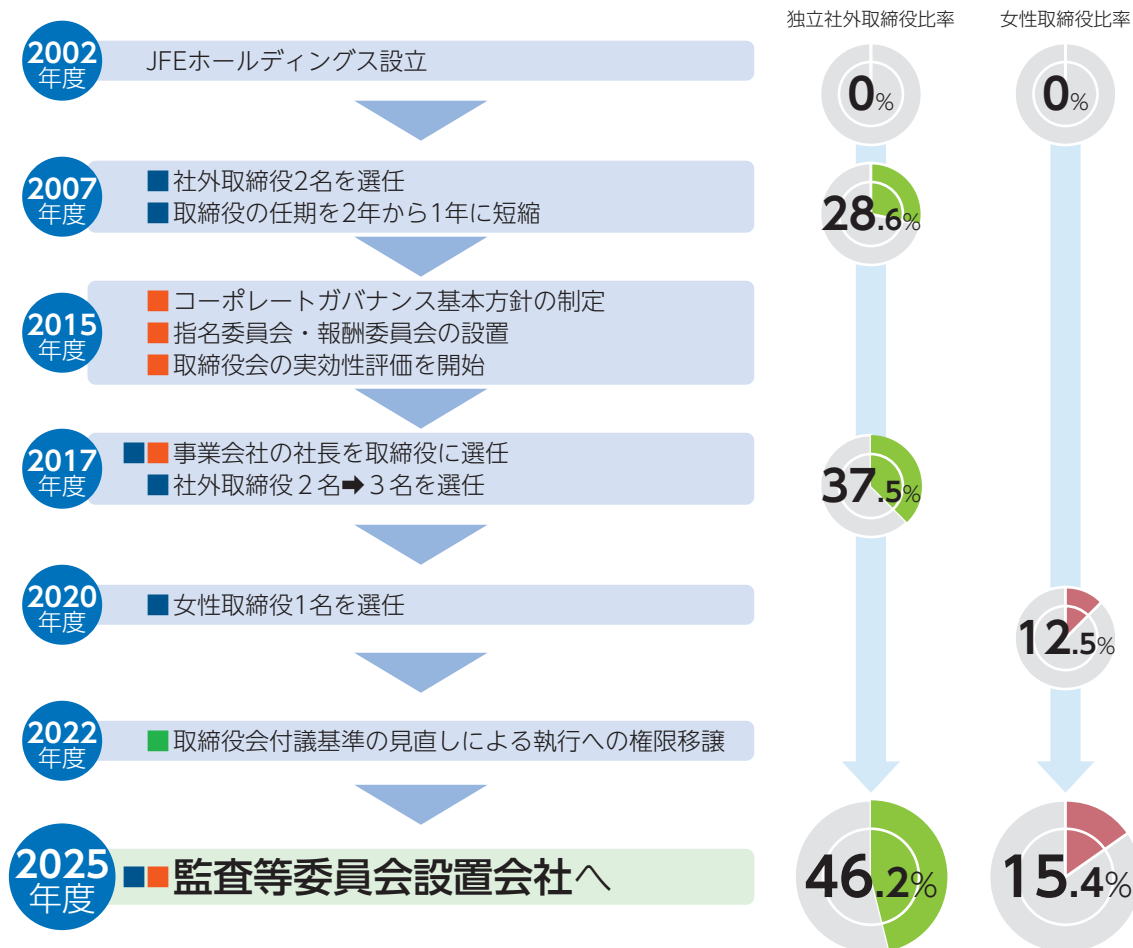


(2) 監査役会設置会社と監査等委員会設置会社の比較、移行後の当社体制

	現行(監査役会設置会社)	移行後(監査等委員会設置会社)	議案
変更となる機関	監査役(会)	監査等委員会	第2号議案
任期	取締役 1年	取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 1年	
	監査役 4年	監査等委員である取締役 2年	
重要な業務執行の決定の委任	委任不可	全部または一部を取締役に委任可能	第2号議案
取締役の指名・報酬に関する意見陳述権	なし	監査等委員会が選定する監査等委員である取締役は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の指名・報酬について、株主総会での意見陳述権の行使が可能	
構成	取締役 8名 (うち社外3名)	取締役 8名 (監査等委員である取締役を除く。)(うち社外3名)	第3号議案
	監査役 5名 (うち社外3名)	監査等委員である取締役 5名 (うち社外3名)	第4号議案
		補欠の監査等委員である取締役 1名	第5号議案
報酬	取締役 年額7億円以内 (うち社外分8千万円以内)	取締役 年額7億円以内 (うち社外分8千万円以内)	第6号議案
	株式報酬 22万株以内/年度 (信託に拠出する金銭上限2億円/年度)	取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 株式報酬 32万株以内/年度 (信託に拠出する金銭上限2億円/年度)	第8号議案
	監査役 年額2億円以内	監査等委員 年額2億円以内	第7号議案

ご参考 当社のガバナンス強化に向けた取組み

■ 取締役会の構成の見直し ■ 取締役会のモニタリングの強化 ■ 執行への権限の委譲



コーポレートガバナンスの更なる強化により、持続的な成長と企業価値の向上へ

＜株主提案（第9号議案）＞

第9号議案は、株主（2名）からの提案によるものであります。

なお、提案株主から提案された原文には記載のなかった議案の件名を付し、提案の内容および提案の理由は、提案株主から提出された原文のまま記載しております。

第9号議案 取締役北野嘉久氏の解任の件

提案の内容 取締役北野嘉久氏は無用な設備投資を実施し、その資金調達目的で会社の経済的負担がより重くなる株式発行を、しかも日本人を新株引受人から排斥して株主および会社の利益を毀損したので解任する。

提案の理由 地球温暖化の原因を二酸化炭素説と断定することは早計に過ぎ、其の発生量削減を目的とする設備投資をすることは、稚拙且つ無益な経営判断である。

其の資金調達目的の新株発行の手続きについて、手間も資金調達も不要且つ後年度負担の無い方法として（1）内部留保を取り崩す。（2）余剰利益の配当金を減じ其れを充当する。以上は後年度負担がゼロである。後年度負担の軽くなる方法として、（3）超低金利の国内の銀行から融資を受ける。前記の容易且つ、軽負担の方法が多数存在するにも関わらず、唐突に会社財産の毀損を企図するが如き新株発行に走った。

亦新株引受人から日本人を排斥する株式発行は、配当金は全て外国に渡り日本経済に寄与せず、日本国の資産を外国に売り渡すことになり売国行為と言っても過言ではない、と同時に既存の日本人株主及び社員に対する裏切りでもある、よって北野氏は其の任に耐えざるものと思料し解任をを提案する。

【取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(反対の理由)

当社は、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて「パリ協定」が採択されたことを背景にG20からの要請を受けて設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」による最終報告書の趣旨に賛同し、グループ全体でTCFDの理念を経営戦略に反映して、気候変動問題の解決に向けて取り組んでおります。JFEグループは、気候変動問題は事業継続の観点からきわめて重要な経営課題として認識し、これまでさまざまな省エネルギー・CO2排出削減技術を開発し適用することでリスクへの対応を進めてきました。また、これまで培ってきたさまざまな技術をグローバルに展開することで、これを機会と捉えて気候変動問題の解決に向けて貢献しています。

上記の気候変動問題の解決に向けた対応のためには多額の資金が必要であり、当社では、中長期の成長に向けた戦略投資のための資金確保および財務体質強化を目的とし、また株主構成の多様化の観点から、海外募集による新株式発行および自己株式の処分ならびに転換社債型新株予約権付社債の発行を行いました。調達した資金については、西日本製鉄所（倉敷地区）における無方向性電磁鋼板の生産能力増強などに活用しており、早期に利益をあげていくことで株主の皆様へ還元していく所存です。

このような気候変動問題の解決に向けた対応に加え、取締役北野嘉久氏は、「量から質への転換」によるスリムで強靱な事業構造への改革をはじめとする第7次中期経営計画で掲げた各施策をリードし、また、代表取締役社長として、海外の成長分野・地域における積極的な投資による事業拡大戦略を中心とした第8次中期経営計画を策定するなど、当グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでまいりました。また、法令および定款に従い忠実にその職務を遂行しており、取締役を解任する理由はないと考えております。従いまして、取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

メ 毛

[illegible]

第23期 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

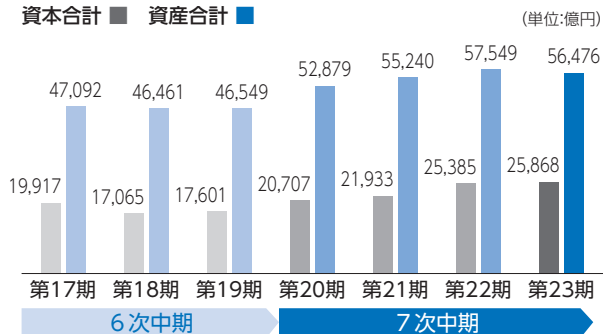
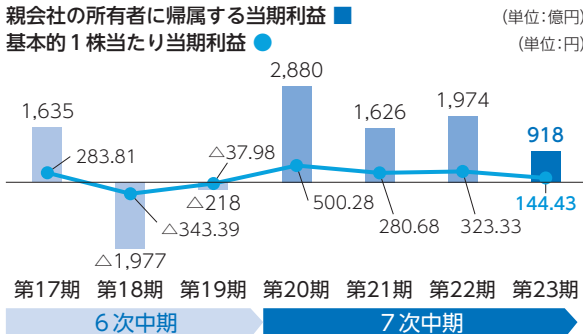
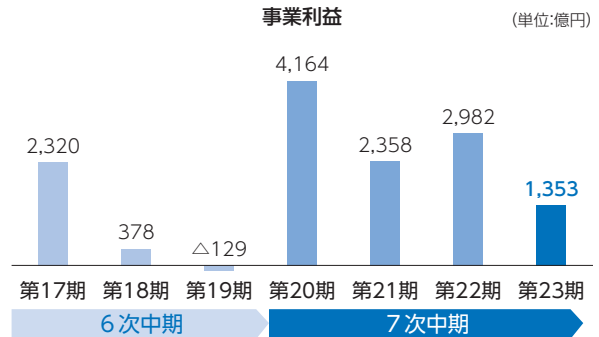
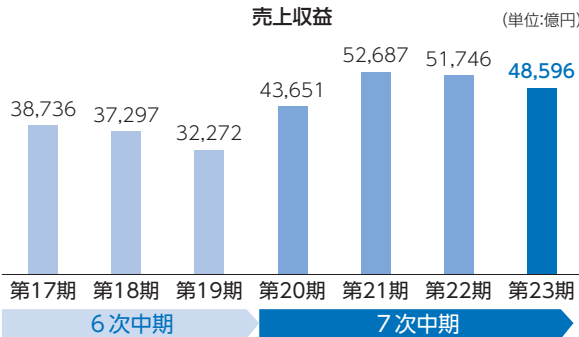
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

【当期のグループ業績】

当期の国内および海外経済は、緩やかに持ち直しつつも、中国経済の停滞継続や人手不足の影響等もあり、一部に足踏みがみられました。加えて、物価上昇や、アメリカの通商政策による影響等により、先行きの不透明感が強まっております。

このような状況のもと、JFEグループでは、構造改革の完遂、高付加価値品比率の引き上げ、販売価格体系の見直しにより、収益基盤の強化を進めてまいりましたが、国内需要の低迷、中国による周辺国への廉価での輸出拡大により、事業利益および親会社の所有者に帰属する当期利益ともに前期に比べ減益となりました。

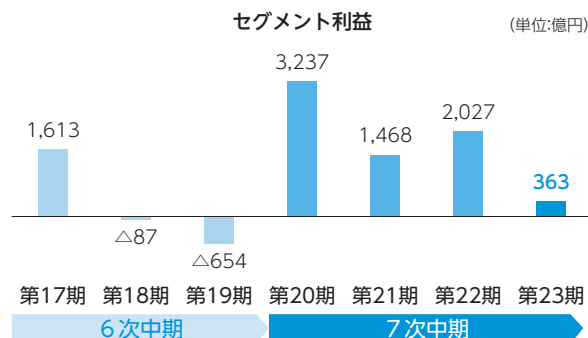
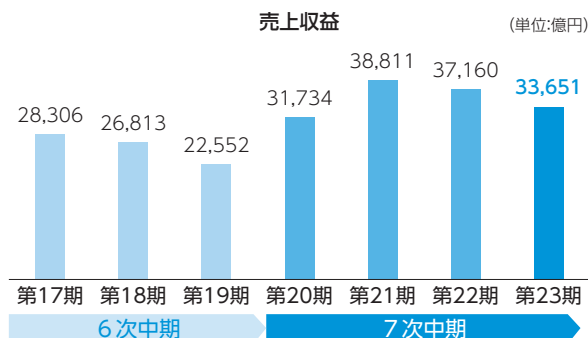
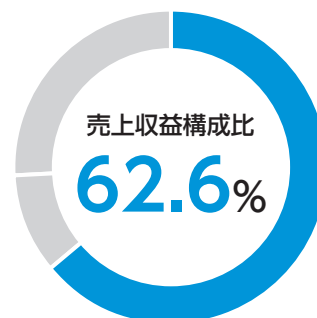


(注) 1. 売上収益には調整額を含みます。

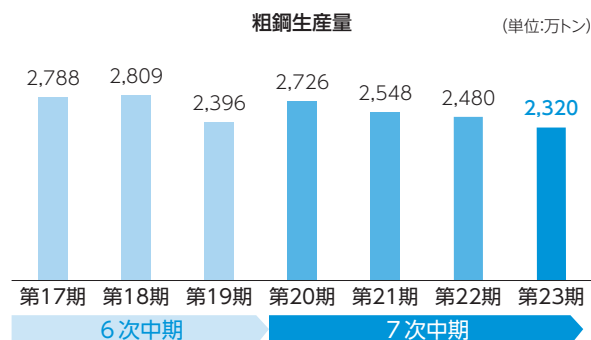
2. 事業利益は、税引前利益から金融損益および金額に重要性のある一過性の項目を除いた利益であり、当社連結業績の代表的指標です。

JFEスチール株式会社の業績

JFEスチール株式会社では、国内外の需要や海外鋼材市況の低迷等を背景に、当期の連結粗鋼生産量は2,320万トンと前期と比べ減少しました。売上収益については、販売数量の減少や海外鋼材市況の悪化等を受け、3兆3,651億円と前期に比べ減収となりました。セグメント利益については、構造改革の効果発現および継続的な販売価格の改善やコスト削減に取り組んだものの、海外鋼材市況の悪化や販売数量の減少に加え、棚卸資産評価差等の一過性の減益要因等により、前期に比べ大幅な減益となる363億円となりました。



JFEスチール株式会社
西日本製鉄所（倉敷地区）転炉



- (注) 1. 各セグメントの売上収益および売上収益構成比は調整額を除きます。
2. 各セグメントのセグメント利益は、事業利益に金融損益を含めた、各セグメントの業績の評価指標です。

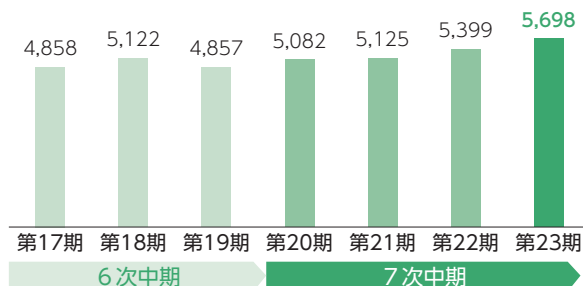
JFEエンジニアリング株式会社の業績

JFEエンジニアリング株式会社は、受注済プロジェクトを着実に遂行した結果、売上収益は5,698億円と前期に比べ増収となり、過去最高を更新しました。セグメント利益については、洋上風力案件(モノパイル)発注時期遅れ等により、前期に比べ減益となる193億円となりました。



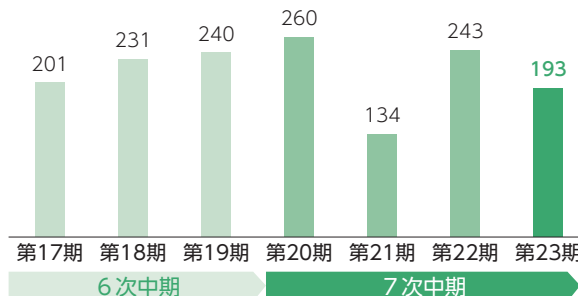
売上収益

(単位:億円)



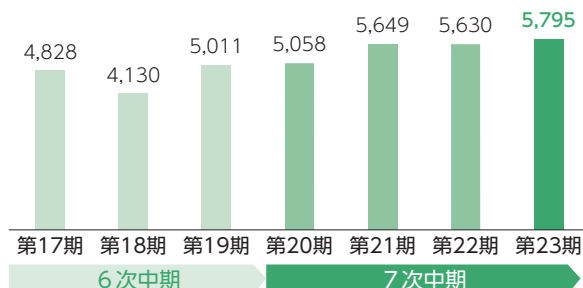
セグメント利益

(単位:億円)



受注の状況

(単位:億円)

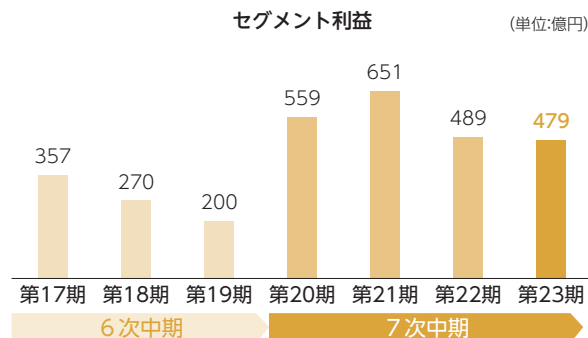
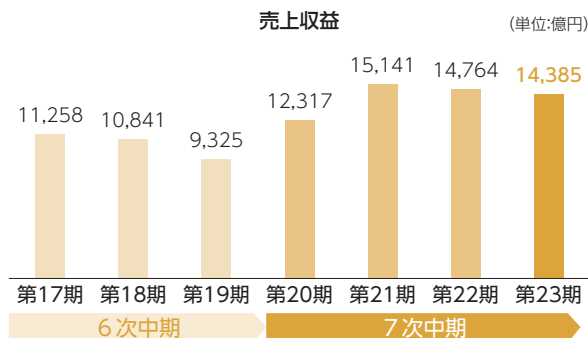
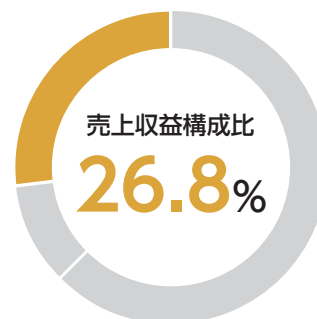


バングラデシュ人民共和国
ジャムナ鉄道専用橋

(注) 受注の状況に関し、当期から、自治体等から受託したごみ処理施設等の長期O&M契約につき受注計上方法を変更しております。旧計上方法で計算した場合の当期の受注実績は5,585億円です。

JFE商事株式会社の業績

JFE商事株式会社は、2024年5月に買収した米豪Studco社からの収益貢献等があったものの、国内建設分野の需要低迷継続等により、売上収益は1兆4,385億円、セグメント利益は479億円となり、前期に比べ減収減益となりました。



Studco Australia Pty Ltd
本社工場

<当期の配当>

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。当期末の配当は、1株当たり50円で株主総会にお諮りすることといたしました。中間配当金50円と合わせ、年間では1株当たり100円としております。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

<第7次中期経営計画（振り返り）>

第7次中期経営計画期間においては、安定した収益力の確立や企業価値向上を目指し、掲げた施策を着実に遂行してまいりましたが、想定を大幅に超える鉄鋼の事業環境悪化を主要因として、2024年度連結事業利益は、中期計画目標の3,200億円に対して1,353億円に留まり、大幅な未達成となりました。

①主要施策への取り組み状況



- 構造改革の完遂、量から質への転換
- CN社会実現に向けた技術開発の推進
 - ・ 超革新高炉プロセス開発試験開始
- 成長投資の着実な実行
 - 〔国内〕
 - ・ 電磁鋼板製造設備の増強（倉敷）
 - ・ 超ハイテン製造CGL建設投資の採択（福山）
 - ・ 革新電気炉建設投資の採択（倉敷）
 - 〔海外〕
 - ・ 電磁鋼板製造会社設立・買収（インド）
 - ・ ブラックウォーター炭鉱権益の取得（豪州）



- WtR、CN分野への集中的な投資の実施
- 運営型事業の拡大（売上高の約50%）
- 業界再編（化学プラント会社の買収など）



- 電磁鋼板グローバル加工流通網の強化と拡充
- M&Aによる海外建材事業基盤の構築
 - ・ STUDCO社、セムコ社の買収

* CN：カーボンニュートラル * WtR：Waste to Resource
* 革新電気炉：高品質・高機能鋼材を製造可能な高効率・大型電気炉

		第7次中期経営計画 2024年度	2024年度 実績
グループ 全体	連結事業利益	3,200億円	1,353億円
	親会社所有者帰属当期利益	2,200億円	918億円
	ROE	10%	3.7%
	Debt/EBITDA	3倍程度	4.5倍
	D/E	70%程度	54.3%
事業会社	鉄鋼事業 セグメント利益	2,300億円	1,373億円 ^(*)
	鉄鋼事業 トン当たり利益	10,000円/トン	7,000円/トン ^(*)
	エンジニアリング 事業 セグメント利益	350億円	193億円
	エンジニアリング 事業 売上収益	6,500億円	5,698億円
	商社事業 セグメント利益	400億円	479億円
株主還元	配当性向	7次中期 30%程度	7次中期平均 34%

(*)鉄鋼事業のセグメント利益およびトン当たり利益の2024年度実績は、棚卸資産評価差等除きます。

(注) 1. D/E：格付け評価上の資本性を持つ負債について、格付け機関の評価により資本に算入しております。
2. 鉄鋼事業のトン当たり利益：（連結セグメント利益÷単体出荷数量）

【対処すべき課題】

国内における需要の減少や中国材の廉価での輸出拡大による海外市場の混乱など足元の厳しい状況が継続することが見込まれ、さらに、保護主義の流れが加速するなど、これまで以上に環境悪化のリスクが高まることが想定されます。このような厳しい環境において、「JFE グループの目指す姿」に向かっていくために、「JFE ビジョン2035」および「第 8 次中期経営計画」（対象：2025～2027 年度）を策定いたしました。

JFEビジョン2035

CN(カーボンニュートラル)に向けた技術開発でのトップランナー

- ・超革新プロセス転換技術の開発完了
- ・地球環境保全に貢献する高い技術力と多様なエコプロダクト群の提供
- ・高品質なグリーン鋼材の市場におけるメインプレーヤー

グループ事業利益増大(セグメント利益7,000億円)

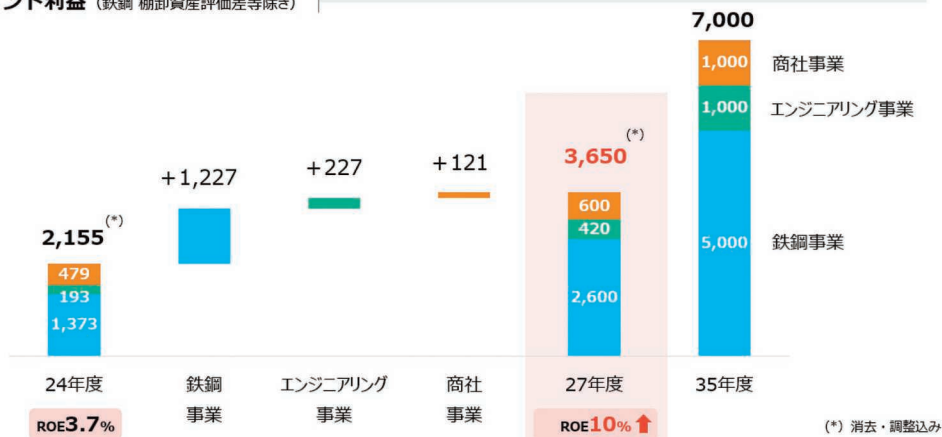
- ・成長戦略に基づいたスリムで強靱な国内体制
 - ― 競争優位性の源泉である技術・人材を創出
 - ― 量から質への転換の深化、各事業の再編と統合
- ・海外成長地域でのインサイダー型事業拡大による成長
 - ― トップクラスのパートナーとの協業、M&A

<JFEビジョン2035・第8次中期経営計画（収益目標）>

27年度目標：セグメント利益3,650億円

セグメント利益（鉄鋼 棚卸資産評価差等除き）

(億円)



当社グループの第8次中期経営計画の詳細については、当社ウェブサイトに掲載しています。

(<https://www.jfe-holdings.co.jp/investor/management/plan/>)

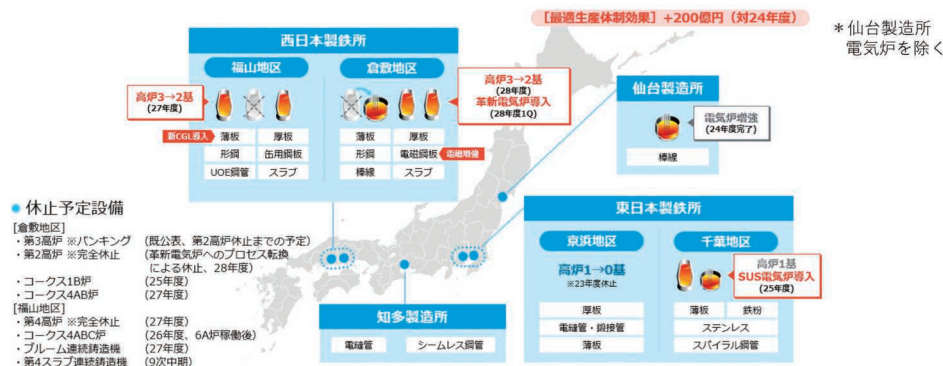


<第8次中期経営計画（鉄鋼事業）>

徹底的に強化した国内体制において、競争優位性の源泉であるCNを含めた革新技術や高付加価値品を生み出し、海外成長地域において優位性のある技術・商品・人材を活かして事業を拡大してまいります。

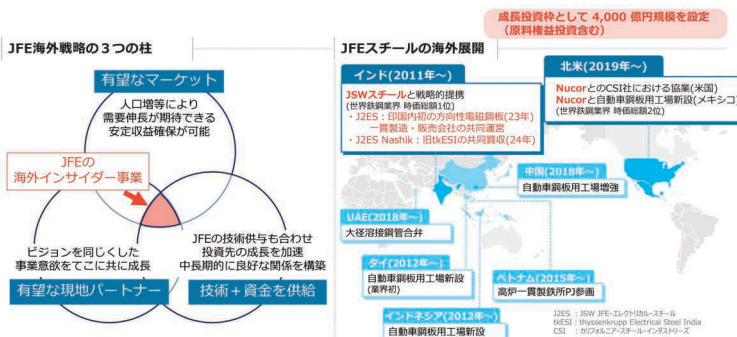
【国内生産体制の再編】

JFEスチール株式会社における粗鋼生産能力2,600万トン（高炉7基体制*）に対し、高炉休止により2027年度粗鋼生産能力2,100万トン程度へとスリム化を実施します。2028年度には倉敷地区で高品質・高機能鋼材を製造可能な高効率・大型電気炉（革新電気炉）を稼働させ、高炉5基+革新電気炉1基体制とします。



【海外有望地域トップ有力パートナーとのインサイダー型事業拡大】

グローバルな成長機会を求め、海外トップクラスのパートナーとのインサイダー型事業を推進します。既存事業での利益拡大に加え、引き続き技術優位性がある分野・領域（電磁鋼板/自動車用鋼板・グリーン鉄源等）の事業に注力し、ポートフォリオの最適化を図るとともに、インドにおける電磁鋼板拡販等の前中期投資案件の早期立ち上げに経営資源を集中させていきます。



事業報告

<第8次中期経営計画（エンジニアリング事業）>

多様な事業によるポートフォリオを強みとして収益基盤を強化しつつ、「サーキュラーエコノミーの実現」を通じて事業を拡大するとともに気候変動問題の解決を図ってまいります。

- 7次中期で実施した運営型事業・洋上風力モノパイル製造事業への投資効果を最大化

運営型事業

WTR

廃棄物発電事業

- 事業投資を伴うEPC・O&Mビジネスを立ち上げ
- 同モデルの海外展開を推進



海外廃棄物発電事業（ベトナム）
25年2月事業開始

WTR

食品リサイクル事業

- 全国5エリアにおいて事業展開中
- 食品系廃棄物から電力、肥料へのリサイクルを実現



食品リサイクル事業
（福岡バイオフードリサイクル）
24年1月事業開始

洋上風力モノパイル製造事業

CN

- 国内初の洋上風力着床式基礎製造拠点が24年4月より稼働
- 国内ラウンド案件を取り込み、25年下期から本格製造を開始予定



笠岡モノパイル製作所

モノパイル試作品
直径 10m
長さ 60m
重量 1,000トン規模



GHG排出量削減貢献量（万トン）



<第8次中期経営計画（商社事業）>

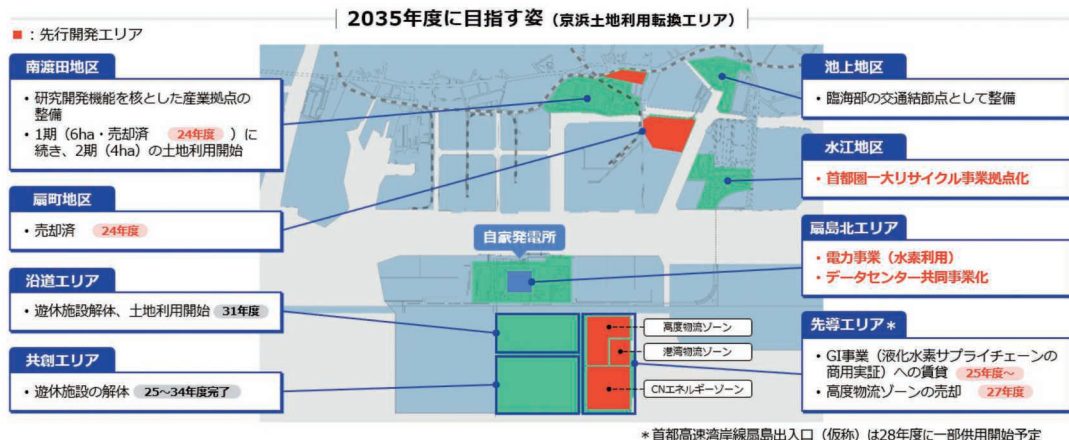
国内は数量・案件数に拘り存在感を高め、海外では需要が伸張するエリアにおいてM&Aも含めた加工拠点の増強等によりインサイダー化による現地完結型ビジネスを推進してまいります。

- 重点地域である北米・豪州・インド・欧州を中心に850億円規模の成長投資を実行



<第8次中期経営計画（京浜地区の土地活用）>

「OHGISHIMA2050」の推進にあたり、公共・公益性の高い土地利用転換を図っております。土地事業では、2027年度での累積事業収支は850億円、2035年度に1,000億円を達成いたします。加えて、京浜地区の立地とJFEグループが持つリソースを活用した新規事業の立上げにより企業価値の向上を図り、2035年度に土地事業（賃貸）および事業利用による利益100億円/年を目指してまいります。

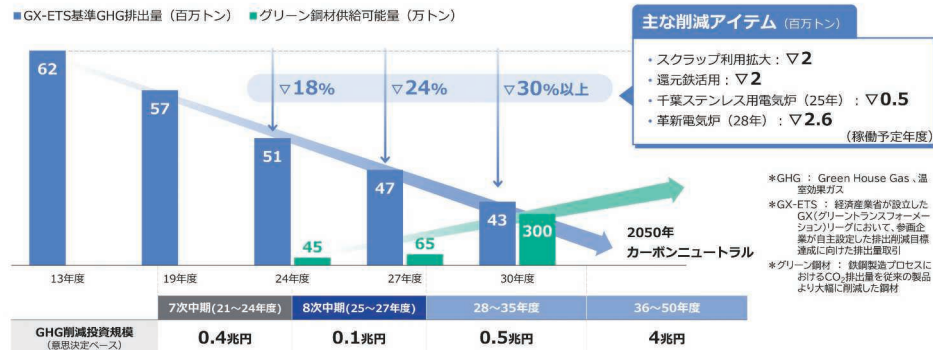


<第8次中期経営計画（環境的持続性に向けた取り組み）>

「気候変動問題」を中心に、JFEグループ全体で積極的に取り組んでまいります。

- 鉄鋼事業のGHG削減を着実に実行。倉敷に革新電気炉を実装し、**グリーン鋼材の大量供給体制を構築**。カーボンニュートラルに向けて、超革新技術開発を推進。

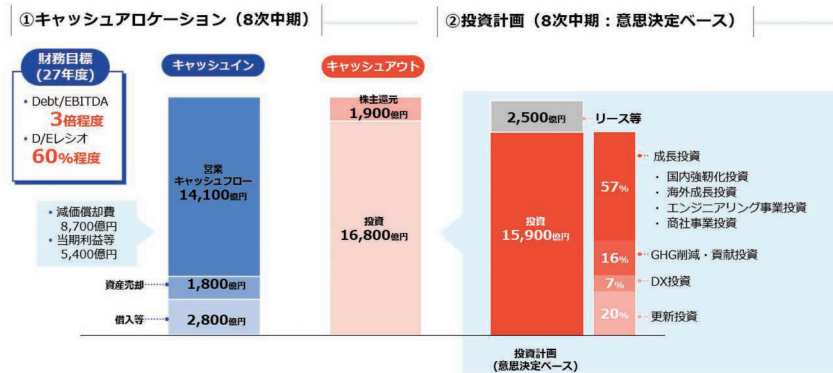
国内鉄鋼事業：GHG排出削減計画



事業報告

<第8次中期経営計画（株主還元方針）>

第8次中期経営計画期間中のキャッシュアロケーション（3カ年総額）は以下のとおりです。



*第8次中期経営計画期間中に意思決定される金額

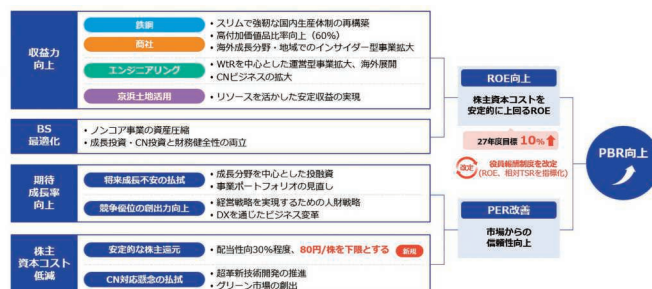
<第8次中期経営計画（株主還元方針）>

当社は株主の皆様への利益還元を最重要経営課題の一つと考えており、グループ全体として持続性のある企業体質の確立を図りつつ、積極的に配当を実施していく方針としております。本中期計画においては、引き続き配当性向30%程度といたしますが、安定的に配当を実施する観点から80円/株を下限とする方針といたします。



<第8次中期経営計画（企業価値向上に向けた取り組み）>

当社は、株価を重要な経営指標の一つとして認識しており、現状当社のPBR（株価純資産倍率）が1倍を大きく下回っていることを重要な課題として認識しております。株主資本コストを上回るROE（自己資本利益率）を安定的に実現し、市場からの信頼性を向上させていくことで、企業価値を向上させ、資本市場の評価を高めてまいります。



<第8次中期経営計画（主要財務目標・収益目標と株主還元方針）>

第8次中期経営計画 2027年度			第8次中期経営計画 2027年度		
グループ 全体	連結事業利益	4,000億円	事業会社	鉄鋼事業	セグメント利益 2,600億円
	ROE	少なくとも10%		エンジニアリング事業	セグメント利益 420億円
	Debt/EBITDA	3 倍程度		商社事業	セグメント利益 600億円
	D/E	60%程度			
株主還元	配当方針	配当性向30%程度 ただし、80円/株を下限とする			

○コンプライアンス

JFEエンジニアリング株式会社は、同社が2017年6月および2020年6月に沖縄県竹富町と契約した海底送水管更新工事に関して、入札談合等関与行為防止法違反および公契約関係競争入札妨害罪により同社元社員が有罪判決を受けたことから、建設業法に基づき、本年5月に国土交通省より全国における水道施設工事業に関する営業のうち公共工事に係るものについて、営業停止命令を受けました。

本事案を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止策を引き続き実行することにより、早期の信頼回復に努めてまいります。

JFEグループは、社会との信頼関係の基本である、コンプライアンスの徹底、環境課題への取り組み、安全の確立について、グループをあげて真摯な努力を継続してまいります。

また、当社グループは、「第8次中期経営計画」に沿って諸施策を着実に実行し、社会の持続的発展と人々の安全で快適な暮らしに寄り添う「なくてはならない」存在であり続けることを目指してまいります。株主の皆様におかれましては、JFEグループに対し、なお一層のご理解をいただくとともに、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

当期における当社および連結子会社等（共同支配事業を含む。）の設備投資総額は、3,148億円であり、主なものは以下のとおりであります。なお、上記金額に含まれる共同支配事業の設備投資金額は、当社グループの持分に相当する金額であります。

① 当期に完成した主要設備

鉄鋼事業

JFEスチール株式会社

西日本製鉄所（倉敷地区）	電磁鋼板製造設備増強工事
西日本製鉄所（倉敷地区）	製鉄所システムリフレッシュ（倉敷）

エンジニアリング事業

JFEエンジニアリング株式会社

洋上風力モノパイル式基礎製造工場建設工事

② 当期継続中の主要設備

鉄鋼事業

JFEスチール株式会社

東日本製鉄所（千葉地区）	第4製鋼電気炉建設工事
東日本製鉄所（千葉地区）	15号酸素プラント建設工事
西日本製鉄所（倉敷地区）	電磁鋼板製造設備増強工事STEP 2
西日本製鉄所（倉敷地区）	高炉送風機電動化更新工事
西日本製鉄所（福山地区）	溶融亜鉛めっきライン建設工事
西日本製鉄所（福山地区）	第6コークス炉A団建設工事
西日本製鉄所（福山地区）	6CDQ建設工事

(3) 資金調達の状況

当社および連結子会社等(共同支配事業を含む。)(は以下のとおり資金調達いたしました。

区分	金額	備考
長期借入金	1,451億円	共同支配事業の金額は当社グループの持分相当額
普通社債	300億円	－

(4) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

① 当社

鉄鋼事業、エンジニアリング事業、商社事業をはじめとする事業会社等の株式を所有することによる当該会社の支配・管理

② 鉄鋼事業〔JFEスチール株式会社およびその関係会社〕

各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業

(主要製品)

鉄鋼製品・半製品（熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、表面処理鋼板、厚鋼板、形鋼、H形鋼、鋼矢板、レール、継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、角型鋼管、電弧溶接鋼管、電磁鋼板、ステンレス鋼板、棒鋼、線材、鉄粉、スラブ）、チタン製品、鋼材加工製品、化学製品、素形材製品、各種容器類、鋳業・鋳産品、鉄鋼スラグ製品、機能素材、合金鉄、各種耐火物、築炉工事、各種運送事業・倉庫業、土木建築工事、設備管理・建設工事、電気工事、電気通信工事、火力発電、ガス、建設仮設材、不動産、保険代理業、各種サービス業、各種コンピュータシステム、材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、知的財産支援等

③ エンジニアリング事業〔JFEエンジニアリング株式会社およびその関係会社〕

エネルギー、都市環境、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング事業、リサイクル事業および電力小売事業

(主要製品)

ガス・石油・水道パイプライン、LNG・LPG等各種タンク、太陽光・地熱・バイオマス等再生可能エネルギー発電設備、都市ごみ焼却炉、水処理システム、使用済みプラスチック等のリサイクルサービス、橋梁・港湾構造物、洋上風力基礎、物流流通システム・エンジン・シールド掘進機・バラスト水処理システム等の産業機械、製鉄・製鋼・ミニミル関連設備、EV（電気自動車）急速充電器等

④ 商社事業〔JFE商事株式会社およびその関係会社〕

鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、食品等の仕入、加工および販売

(主要取扱製品等)

鉄鋼製品（厚鋼板、縞板、熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、電磁鋼板、表面処理鋼板、亜鉛鋼板、ブリキ、鋼管、特殊鋼管、棒鋼、H形鋼、軽量形鋼、一般形鋼、コラム、線材、ステンレス鋼、特殊鋼、スラブ）、溶材、鉄粉、鋼材加工製品、製鉄原材料・資機材、非鉄金属製品、金属スクラップ、高炉スラグ、化学製品、石油製品、紙製品、船舶、バイオマス燃料、土木建築工事、テールアルメ工法、缶詰製品、農畜産物、水産物、半導体製品、不動産等

(5) 主要な営業所・工場および海外事務所等の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社

本 社	本社（東京都千代田区）
-----	-------------

② 鉄鋼事業（JFEスチール株式会社）

本 社	本社（東京都千代田区）
支 社 等	大阪支社、名古屋支社、北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、新潟支社、北陸支社（富山市）、中国支社（広島市）、四国支社（高松市）、九州支社（福岡市）、千葉営業所、神奈川営業所（横浜市）、静岡営業所、岡山営業所、沖縄営業所（那覇市）
工 場	仙台製造所、東日本製鉄所（千葉市・川崎市）、西日本製鉄所（倉敷市・福山市）、知多製造所（半田市）
研 究 所	スチール研究所（千葉市・川崎市・半田市・倉敷市・福山市）
海 外 事 務 所 等	ヒューストン、メキシコ、ブリスベン、ブラジル、ドバイ、ニューデリー、ムンバイ、シンガポール、バンコック、ベトナム、ジャカルタ、マニラ、ソウル、北京、上海、広州

③ エンジニアリング事業（JFEエンジニアリング株式会社）

本 社	本社（東京都千代田区）、横浜本社
支 社 等	北海道支店（札幌市）、道東営業所（釧路市）、苫小牧営業所、東北支店（仙台市）、福島復興再生支店、東京支店（東京都千代田区）、横浜支店、川崎支店、新潟支店、北陸支店（富山市）、静岡支店、名古屋支店、三重営業所（津市）、伊勢営業所、大阪支店、奈良営業所（香芝市）、神戸営業所、四国営業所（高松市）、倉敷営業所、中国支店（広島市）、福山営業所、山口営業所（防府市）、九州支店（福岡市）、熊本営業所、南九州営業所（鹿児島市）、沖縄支店（那覇市）
工 場	鶴見製作所（横浜市）、津製作所、笠岡モノパイル製作所
研 究 所	総合研究所（横浜市）
海 外 事 務 所 等	北京、フィリピン、ハノイ、ホーチミン、バンコック、シンガポール、マレーシア、ジャカルタ、ヤンゴン、バングラデシュ、インド、ドイツ、アメリカ

④ 商社事業（JFE商事株式会社）

本 社	本社（東京都千代田区）
支 社 等	大阪支社、名古屋支社、北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、新潟支店、静岡支店、北陸支店（富山市）、岡山支店、広島支店、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、千葉南営業所（千葉市）、京浜営業所（川崎市）、知多営業所（半田市）、岡山営業所（倉敷市）、倉敷営業所、福山営業所、鹿児島営業所、那覇営業所
海 外 事 務 所 等	台北、シンガポール、デュッセルドルフ、ドバイ、高雄、イスタンブール、アメリカ、ブラジル、香港、オーストラリア、韓国、北京、上海、広州、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、ベトナム

（注）海外事務所等には、現地法人も含めて記載しております。

なお、その他主要な関係会社の本店所在地につきまして、後記（7）重要な子会社等の状況（55頁～58頁）に記載いたしております。

（6）従業員の状況（2025年3月31日現在）

当社、各事業会社および連結子会社の従業員の状況は、以下のとおりであります。

① 当社および連結子会社の従業員数

	従業員数（名）
当社	55
鉄鋼事業（JFEスチール株式会社およびその連結子会社）	41,386
エンジニアリング事業（JFEエンジニアリング株式会社およびその連結子会社）	11,102
商社事業（JFE商事株式会社およびその連結子会社）	8,753
合 計	61,296

② 当社および各事業会社（JFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、JFE商事株式会社）の従業員の状況

	従業員数（名）（前期末比）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
当社	55（ 2名増）	47.0	22.9
JFEスチール株式会社	14,624（ 25名増）	39.9	17.2
JFEエンジニアリング株式会社	3,756（ 110名増）	44.8	15.7
JFE商事株式会社	997（ 54名減）	38.9	13.1

（注）当社の平均勤続年数の算定にあたり、各事業会社からの出向者については、それぞれの会社での勤続年数を通算いたしております。

(7) 重要な子会社等の状況 (2025年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
■ 鉄鋼事業				
J F E スチール株式会社	東京都千代田区	鉄鋼製品の製造・販売	239,644	100.0
J F E 条鋼株式会社	東京都港区	形鋼、鉄筋棒鋼製品の製造・販売	30,000	※100.0
J F E ケミカル株式会社	東京都台東区	化学製品の製造・販売	6,000	※100.0
J F E 建材株式会社	東京都港区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※99.6
J F E 鋼板株式会社	東京都品川区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※100.0
J F E 物流株式会社	東京都千代田区	各種運送事業、倉庫業	4,000	※89.2
J F E コンテナ株式会社	東京都千代田区	各種容器類の製造・販売	2,365	※100.0
J F E シビル株式会社	東京都台東区	土木建築工事の請負	2,300	※100.0
J F E ミネラル株式会社	東京都港区	鉱業・鉱産品の採掘・加工・販売、機能素材・合金鉄・鉄鋼スラグ製品の製造・販売	2,000	※100.0
J F E ライフ株式会社	東京都台東区	不動産業、保険代理業、各種サービス業	2,000	※100.0
J F E プラントエンジニア株式会社	東京都台東区	機械装置の製造・販売、電気工事、電気通信工事、設備管理・建設工事の請負	1,700	※100.0
J F E システムズ株式会社	東京都港区	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,390	※68.0
J F E 鋼材株式会社	東京都中央区	鋼板剪断、溶断加工、鋼材販売	488	※100.0
J F E 溶接鋼管株式会社	東京都中央区	電縫鋼管の製造・販売	450	※100.0
JFEスチール・オーストラリア・リソーシズ・プロプライタリー・リミテッド	オーストラリア ブリスベン	オーストラリアにおける炭鉱・鉄鉱石鉱山事業への投資	百万豪ドル 884	※100.0
フィリピン・シンター・コーポレーション	フィリピン マニラ	焼結鉱の製造・販売	百万フィリピンペソ 3,581	※100.0
P T. J F E スチール・ガルバナイジング・インドネシア	インドネシア ブカシ	冷延および溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万米ドル 139	※100.0
JFEスチール・ガルバナイジング(タイランド)・リミテッド	タイ ラヨーン	溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバーツ 4,362	※100.0
ノバエラ・シリコン・S/A	ブラジル ペロホリゾンテ	合金鉄の製造・販売	百万ブラジルリアル 214	※100.0

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
-----	-------	-----------	--------------	---------------

■ エンジニアリング事業

J F E エンジニアリング株式会社	東京都千代田区	エンジニアリング事業	10,000	100.0
J & T 環 境 株 式 会 社	横 浜 市	総合リサイクル事業	650	※64.0
アーバンエナジー株式会社	横 浜 市	電力小売事業	50	※100.0
スタンダードケッセル・バウムガルテ・ ホールディング G m b H	ド イ ツ ミュールハイム	廃棄物発電・バイオマス発電・廃熱回収発電プ ラント等の建設およびメンテナンス事業	千ユーロ 1,301	※100.0

■ 商社事業

J F E 商 事 株 式 会 社	東京都千代田区	鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、化学製 品・石油製品、資機材等の国内取引および輸出 入取引	14,539	100.0
J F E 商事鉄鋼建材株式会社	東京都千代田区	建材製品、土木・建築用資材の販売および金属 加工業、土木・建築工事および各種工事	1,500	※100.0
J F E 商事鋼管管材株式会社	東京都千代田区	鋼管・管材製品の販売	500	※100.0
J F E 商事・スチール・アメリカ・インク	米 国 ロサンゼルス	鋼板の加工・販売	百万米ドル 6	※100.0
J F E 商事 (タイランド) ・リミテッド	タ イ バン コ ッ ク	鉄鋼製品、製鉄原材料、資機材等の輸出入取引 および国内取引	百万タイバーツ 20	※100.0
J F E 商事・パワー・カナダ・インク	カ ナ ダ バーリントン	電磁鋼板の加工・販売	百万米ドル 0	※100.0
J F E 商事・アメリカ・ ホールディングス・インク	米 国 ロサンゼルス	米州地域の子会社の経営管理等	百万米ドル 0	※100.0
J F E 商事・アメリカ・LLC	米 国 ロサンゼルス	鉄鋼製品、製鉄原材料等の輸出入取引および国 内取引	－	※100.0
ケリー・パイプ・カンパニー・LLC	米 国 サンタフェスプリングス	鋼管の販売	－	※100.0
セ ム コ ・ L L C	米 国 シティアブイングストリー	建築向け鋼製フレームの加工・販売	－	※100.0

- ・当期より、ノバエラ・シリコン・S/A、アーバンエナジー株式会社およびJ F E 商事・スチール・アメリカ・インクを重要な子会社として記載いたしました。
- ・J F E スチール株式会社およびJ F E システムズ株式会社の子会社であるJ F E コムサービス株式会社は、2024年5月10日に、ジェコス株式会社の発行済株式の20.0%をみずほリース株式会社に譲渡いたしました。これにより、ジェコス株式会社は、J F E スチール株式会社の持分法適用会社となっております。
- ・当期における連結子会社は、上記各社を含め327社であります。

事業報告

②重要な関連会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
■ 鉄鋼事業				
日 伯 ニ オ ブ 株 式 会 社	東京都千代田区	ブラジルにおけるニオブ鉱山事業への投資	37,272	※25.0
瀬戸内共同火力株式会社	広島県福山市	火力発電事業	5,000	※50.0
ジェコス株式会社	東京都文京区	建設仮設材の賃貸・販売	4,397	※39.5
品川リフラクトリーズ株式会社	東京都千代田区	各種耐火物の製造・販売、築炉工事の請負	3,300	※34.9
日本 鑄 造 株 式 会 社	川 崎 市	鑄鋼品等の製造・販売	2,627	※36.2
日本 鑄 鉄 管 株 式 会 社	埼玉県久喜市	鑄鉄管等の製造・販売	1,855	※30.0
株 式 会 社 エ ク サ	横 浜 市	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,250	※49.0
株 式 会 社 J F E サ ン ソ セ ン タ ー	広島県福山市	酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス等の製造・販売	90	※50.0
ニューコア・JFEスチール・メキシコ・S.DE R.L.DE C.V.	メ キ シ コ シ ラ オ	溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万米ドル 481	※49.0
広州 J F E 鋼 板 有 限 公 司	中 国 広 州	冷延および溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万人民元 3,191	※50.0
J S W J F E ・ エレクトリカル・スチール・プライベート・リミテッド	イ ン ド ム ン バ イ	方向性電磁鋼板の製造・販売	千万インドルピー 1,510	※50.0
宝武傑富意特殊鋼有限公司	中 国 韶 関	特殊鋼棒鋼の製造・販売	百万人民元 1,372	※50.0
タイ・コールド・ロール・スチール・シート・パブリック・カンパニー・リミテッド	タ イ バ ン コ ッ ク	冷延鋼板の製造・販売	百万タイバーツ 4,816	※36.0
カリフォルニア・スチール・インダストリーズ・インク	米 国 フ ォ ン タ ナ	鉄鋼製品の製造・販売	百万米ドル 40	※49.0
J S Wスチール・リミテッド	イ ン ド ム ン バ イ	鉄鋼製品の製造・販売	千万インドルピー 305	※15.0
■ エンジニアリング事業				
月島JFEアクアソリューション株式会社	東京都中央区	浄水場、下水処理場、バイオマス利活用施設、汚泥再生処理施設向けの機器・プラントの設計・製造・建設	5,000	※40.0
スチールプランテック株式会社	横 浜 市	製鉄機械等の設計・製作・据付	1,995	※34.0
■ 商社事業				
阪 和 工 材 株 式 会 社	大 阪 市	ステンレス製品の加工・販売	1,076	※47.9

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
-----	-------	-----------	--------------	---------------

■ その他の事業

ジャパン マリンユナイテッド株式会社	横 浜 市	船舶・艦艇・海洋構造物等の設計、製造、販売、据付、修繕、保守、保全	57,500	35.0
--------------------	-------	-----------------------------------	--------	------

- ・当期より、ＪＳＷ ＪＦＥ・エレクトリカル・スチール・プライベート・リミテッドを重要な関連会社として記載いたしました。
- ・ＪＦＥスチール株式会社およびＪＦＥシステムズ株式会社の子会社であるＪＦＥコムサービス株式会社は、2024年5月10日に、ジェコス株式会社の発行済株式の20.0%をみずほリース株式会社に譲渡いたしました。これにより、ジェコス株式会社は、ＪＦＥスチール株式会社の持分法適用会社となっております。
- ・品川リフラクトリーズ株式会社は2025年10月1日付で、品川リフラ株式会社に商号変更する予定であります。
- ・当期における持分法適用会社等（共同支配事業を含む。）は、上記各社を含め87社であります。

③特定完全子会社に関する事項

名 称	住 所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
ＪＦＥスチール株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	721,736	2,816,037

（８）主要な借入先 （2025年3月31日現在）

当社および連結子会社の主要な借入先は以下のとおりであります。

借 入 先	借入残高（百万円）
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	279,076
株 式 会 社 三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 銀 行	155,861
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	138,404
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	108,000
農 林 中 央 金 庫	72,000

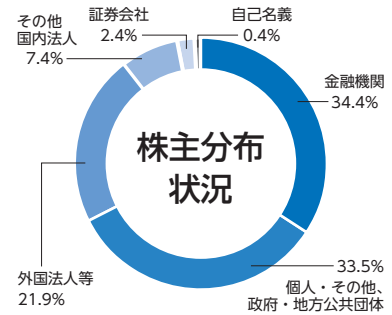
2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 株式数

発行可能株式総数 2,298,000,000株
発行済株式の総数 639,438,399株
(うち自己株式数 2,535,556株)

(2) 株主総数

415,923名



(3) 大株主

株 主 名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	94,447	14.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	34,379	5.4
日本生命保険相互会社	15,855	2.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325	15,786	2.5
J F E 従業員持株会	13,979	2.2
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	13,104	2.1
J F E 取引先持株会	10,125	1.6
株式会社みずほ銀行	9,776	1.5
野村信託銀行株式会社 (投信口)	8,812	1.4
第一生命保険株式会社	7,679	1.2

(注) 上記のほか、当社は自己株式2,535,556株を保有いたしており、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出いたしております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に当社が株式報酬として株式給付信託を通じて取締役（社外取締役を除く。）に交付した株式数および人数は次のとおりです。当社の株式報酬制度については64頁～65頁に記載しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	49,000株	1 名

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	当社における担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	きた の よし ひさ 北 野 嘉 久	CEO (最高経営責任者)	公益財団法人JFE21世紀財団理事長
代 表 取 締 役	ひろ せ まさ ゆき 広 瀬 政 之	—	JFEスチール株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	てら はた まさ し 寺 畑 雅 史	CFO (最高財務責任者) 総務部、企画部、IR部、 財務部および京浜臨海 土地活用検討班の統括	JFEスチール株式会社取締役 公益財団法人JFE21世紀財団専務理事
取 締 役	こ ばやし とし のり 小 林 俊 文	—	JFE商事株式会社代表取締役社長
取 締 役	ふく だ かず よし 福 田 一 美	—	JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長
取 締 役	やま もと まさ み 山 本 正 巳	—	—
取 締 役	あん どう よし こ 安 藤 よし 子	—	キリンホールディングス株式会社社外取締役 三精テクノロジーズ株式会社社外取締役
取 締 役	こ ばやし けい いち 小 林 敬 一	—	古河電気工業株式会社取締役会長 株式会社NTTデータ社外取締役
監 査 役 (常 勤)	はら のぶ や 原 伸 哉	—	JFEスチール株式会社監査役
監 査 役 (常 勤)	あき もと なかば 秋 本 なかば	—	JFEエンジニアリング株式会社監査役 JFE商事株式会社監査役
監 査 役	さ いき いさお 佐 長 功	—	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー弁護士
監 査 役	ぬま がみ つよし 沼 上 幹	—	早稲田大学 ビジネス・ファイナンス 研究センター研究院教授 東京センチュリー株式会社社外取締役 株式会社荏原製作所社外取締役
監 査 役	しま むら たく や 島 村 琢 哉	—	AGC株式会社取締役会長 株式会社荏原製作所社外取締役

事業報告

- (注) 1. 取締役北野嘉久氏は、2024年6月13日付で、公益財団法人JFE21世紀財団理事長に就任いたしました。
2. 取締役山本正巳氏は、2024年6月24日付で、富士通株式会社取締役シニアアドバイザーを退任いたしました。また、同氏は2024年6月26日付で、株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役を退任いたしました。
3. 取締役小林俊文氏は、2025年4月1日付で、JFE商事株式会社代表取締役社長を退任し、同社特別顧問に就任いたしました。
4. 取締役山本正巳、安藤よし子および小林敬一の3氏は、社外取締役であります。
5. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任年月日
取締役	柿 木 厚 司	2024年6月25日
取締役	大 下 元	2024年6月25日
取締役	家 守 伸 正	2024年6月25日

6. 監査役原伸哉氏は、JFEスチール株式会社における経営企画、経理・財務関連の業務および当社における経理関連の業務を通じて財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役沼上幹氏は、経営戦略をはじめ企業経営全般について幅広く研究しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役佐長功、沼上幹および島村琢哉の3氏は、社外監査役であります。
9. 取締役山本正巳、安藤よし子および小林敬一、監査役佐長功、沼上幹および島村琢哉の6氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。また、当社は、6氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
11. 当社の執行役員体制について

当社は執行役員制度を導入しており、2025年4月1日現在の執行役員の体制および担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社 長	北野 嘉久	CEO（最高経営責任者）
副 社 長	寺畑 雅史	CFO（最高財務責任者） 総務部、企画部、IR部、財務部、京浜臨海土地活用検討班および京浜事業利用推進班の統括
専 務	田中 利弘	企画部、財務部および京浜事業利用推進班の担当
専 務	岩山 眞士	京浜臨海土地活用検討班の担当
常 務	田倉 綱大	総務部およびIR部の担当

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役およびすべての監査役と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

（3）補償契約の内容の概要

当社は、前記（1）取締役および監査役の氏名等（60頁）に記載のすべての取締役および監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、各役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合や、当社が各役員に対してその責任を追及する場合（当該役員の勝訴が確定した場合を除く。）にはその争訟費用の補償を行わないこと等を定めることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社、JFEスチール株式会社およびJFE商事株式会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当期中に行った契約更新において、被保険者の範囲にJFEエンジニアリング株式会社の取締役、監査役および執行役員等を追加しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為による損害は填補対象外とするなどの一定の免責事由を設定し、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額会社負担とし、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

（５）取締役および監査役の報酬等

①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分			報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数
				基本報酬	賞与	株式報酬		
						業績連動部分	在任期間部分	
取	締	役	340,887	300,263	27,240	－	13,384	11名
監	査	役	134,183	134,183	－	－	－	5名

(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役3名を含んでおります。
2. 報酬等の額のうち、社外役員7名の報酬等の合計額は111,647千円であり、そのすべてが基本報酬であります。
3. 取締役に対する業績連動報酬等として、賞与と株式報酬の業績連動部分を設けており、当事業年度に係る業績連動報酬の総額は27,240千円です。
4. 上記の株式報酬は、取締役のみを対象としており、全額が非金銭報酬等であります。当事業年度に係る株式報酬として費用計上を行う非金銭報酬等の総額は13,384千円です。

②役員報酬制度に関する基本的な考え方

当社は、報酬委員会による審議および答申を踏まえ、2018年4月26日開催の取締役会において決議した「当社取締役および執行役員の報酬に関する基本方針」（以下、「基本方針」とい

う。)、およびこれに基づき2021年2月9日開催の取締役会において決議し2022年3月28日開催の取締役会の決議により一部改定された「当社取締役および執行役員の個人別報酬の決定方針」(以下、「決定方針」という。)に従い、役員報酬制度を設計・運用しております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が基本方針等との整合性を含む多角的な検討のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申を尊重し決定しております。このことから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は基本方針および決定方針に沿うものであると判断しております。

当社が制定した基本方針および決定方針の概要は以下のとおりです。

<基本方針>

- ・取締役および執行役員の報酬制度については、「公正性」「客観性」「透明性」を担保すべく、報酬委員会で妥当性を審議した上で取締役会において決定するものとします。
- ・取締役および執行役員の報酬は、当社グループの経営環境や同業ないし同規模他社の報酬水準を踏まえつつ、当社グループの企業理念を実践する優秀な人材を確保できる水準とします。
- ・当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるよう、各取締役および執行役員の役割、責務等に応じて基本報酬と業績に連動する報酬(年次賞与、株式報酬)の割合を適切に設定します。

<決定方針の概要>

- ・取締役および執行役員の報酬は、基本方針および決定方針に従い、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。
- ・当社の取締役および執行役員に対する報酬は、基本報酬と業績連動報酬(年次賞与および株式報酬)から構成される。
- ・基本報酬は、役位等に応じて毎月、定額を金銭で支給する。
- ・年次賞与は、単年度の会社業績(財務指標および非財務指標に基づき算出)に連動させ、年1回、金銭で支給する。
- ・株式報酬は、退任時に信託を通じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)を給付する。
- ・種類別の報酬割合は、上位の役職ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、社長については業績目標を達成した場合の比率を「基本報酬：年次賞与：株式報酬＝6：2：2」とする。

③基本報酬および年次賞与について

当社は、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額7億円以内(うち社外取締役分は年額8,000万円以内)とし、基本報酬に加えて年次賞与についても当該報酬限度額の範囲内で支給することとしております。なお、当該決議に係る取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)です。

年次賞与は、単年度のセグメント利益の合計額を業績連動指標とする部分、従業員の安全に関する指標を業績連動指標とする部分（休業災害度数率により算出。ただし、死亡災害発生時は0%とする。）および気候変動に関する指標を業績連動指標とする部分（「気候変動問題解決への貢献（2050年カーボンニュートラル実現に向けた取り組み）」に関するKPIの実績により算出）から構成されており、それぞれの指標の達成度に役位ごとに定める基準額を乗じて額を算定いたします。

当社は、第7次中期経営計画において、セグメント利益の合計額3,100億円/年を収益目標としており、その達成に向けて各施策を着実に実行していくことが重要と考え、当該指標を選定しております。

当事業年度のセグメント利益の合計額につきましては、連結計算書類の（ご参考）セグメント情報（74頁）に記載いたしております。

従業員の安全に関する指標は、当社および事業会社のマテリアリティに対するKPIとして定めたものです。労働災害の防止は製造・建設の現場を有するすべての企業にとって極めて重要と考えており、当社においては、多くのグループ会社や関連する企業も含めたJFEグループ全体で、従業員の労働安全衛生への意識をさらに高めることが必要と考え、当該指標を選定しております。当該事業年度における事業会社の全社達成度は、JFEスチール株式会社が50%、JFEエンジニアリング株式会社が112%、JFE商事株式会社が0%となりました（ただし、JFEスチール株式会社においては評価を事業所単位で実施するため、達成度は事業所ごとに異なります。）。当社の当該指標の達成度については、各事業会社の達成度に基づき算出しており、当社の達成度は54%となりました。

気候変動に関する指標は、当社および事業会社のマテリアリティに対するKPIとして定めたものであり、経営の最重要課題と位置付けている気候変動問題への取り組みを加速させるインセンティブとすることが必要と考え、当該指標を選定しております。当該事業年度における事業会社の達成度は、JFEスチール株式会社が108%、JFEエンジニアリング株式会社が105%、JFE商事株式会社が120%となりました。当社の当該指標の達成度については、各事業会社の達成度に基づき算出し109%となりました。

④ 株式報酬について

当社は、取締役の中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブをより高めるため、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会の決議により株式報酬制度を導入し、2021年6月25日開催の第19回定時株主総会の決議によりその内容を一部改定いたしました。

本制度においては、当社が定める役員株式給付規程に従い、取締役（社外取締役を除く。）に対して、事業年度ごとに、業績連動部分および在任期間部分としてポイントが付与されます。業績連動部分については、役位毎に定める基準ポイントに、親会社の所有者に帰属する当期利益に関する調整率を乗じて算定いたします。在任期間部分については、役位毎に定める基

準ポイントに、当該役位の在任期間に応じた調整率を乗じて算定いたします。取締役退任時に、累積したポイント数に退任事由別に設定された所定の係数を乗じて得たポイント数を、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算して当社株式等を給付いたします。

取締役給付する当社株式は、当社が拠出する金銭を原資に信託を通じて取得されます。第19回定時株主総会決議により、中期経営計画の対象となる期間（以下、「当該対象期間」という。）について、当社取締役分として、信託に拠出する金銭の上限は1事業年度あたり2億円に当該対象期間に係る事業年度の数に乗じた額とし、信託が取得する当社株式数の上限は1事業年度あたり22万株に当該対象期間に係る事業年度の数に乗じた数としております。なお、当該決議に係る取締役の員数は2名です。

当社は、第7次中期経営計画期末において、株主還元直結する、親会社の所有者に帰属する当期利益2,200億円/年を収益目標として掲げており、その達成に向けて各施策を着実に実行していくことが重要と考え、株式報酬のうち、業績連動部分の数の算定の基礎としてこの業績指標を選定いたしました。

当事業年度を含む親会社の所有者に帰属する当期利益の推移につきましては、前記1（1）事業の経過および成果ならびに対処すべき課題【当期のグループ業績】（40頁）に記載しております。

なお、当該事業年度において、職務執行の対価として当社取締役に対して給付した当社株式の状況は59頁に記載しております。

また、取締役を解任された場合および一定の非違行為があった場合には、取締役会の決議により、当該取締役の給付を受ける権利を失効させることができることとしております。すでに給付を受けた者についても一定の非違行為があった場合には、取締役会の決議により、すでに給付した当社株式等に相当する経済価値の返還を請求することができることとしております。

⑤ 監査役に関する報酬の方針

監査役に関しては、決定方針において、独立した客観的な立場から経営の監査を行う役割に鑑み、基本報酬のみを支給し、その個人別の額は、株主総会で定めた報酬限度額の範囲内において監査役の協議によって定める旨を規定しております。監査役の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会の決議により、年額2億円以内としており、当該決議に係る監査役の員数は5名です。

なお、当社は、第8次中期経営計画をふまえ、役員報酬制度の改定を予定しております。改定後の役員報酬制度の内容の概要につきましては、34頁の（ご参考）をご参照ください。

(6) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における活動状況

- ・取締役 山本正已
取締役会14回のすべてに出席し、ICTに関する豊富な知識やグローバル経営の推進などに関する幅広い見識に基づき、適宜発言しております。
- ・取締役 安藤よし子
取締役会14回のすべてに出席し、行政官としての豊富な経験および雇用・労働分野における高度な専門知識に基づき、適宜発言しております。
- ・取締役 小林敬一
2024年6月25日の就任以来、取締役会11回のすべてに出席し、幅広い素材技術を核とした製造業経営の豊富な経験や金属材料についての深い学識に基づき、適宜発言しております。
- ・監査役 佐長 功
取締役会14回のすべてと、監査役会20回のすべてに出席し、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識から、適宜発言しております。
- ・監査役 沼上 幹
取締役会14回のすべてと、監査役会20回のすべてに出席し、企業の経営戦略や組織のあり方についての深い学識や大学経営に参画された経験に基づき、適宜発言しております。
- ・監査役 島村琢哉
取締役会14回のすべてと、監査役会20回のすべてに出席し、組織文化変革を通じた安定収益の確保と成長戦略の推進という両利きの経営に加え、サステナビリティ経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言しております。

② 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役山本正已、安藤よし子および小林敬一の3氏については、取締役会において社外取締役としての独立した立場から会社経営に関して適宜発言しておりますが、特に当期は、第8次中期経営計画策定やサステナビリティ課題に関する取り組み等についての議論に際し、自らの知見に基づき多くの意見を述べました。加えて、指名委員会・報酬委員会の委員としても適宜発言するなど、当社が期待するガバナンス強化の役割を十分に果たしております。

なお、指名委員会および報酬委員会の活動状況や構成につきまして、後記コーポレートガバナンスに対する取り組み（67頁～70頁）に記載いたしております。

(注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱い、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

（ご参考）コーポレートガバナンスに対する取り組み

当社は、当社およびJFEグループが、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現し、企業理念を実践するために最良のコーポレートガバナンスを追求しその更なる充実を図ることに努めており、2015年10月に「JFEホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」（以下、「本基本方針」という。）を制定いたしました。本基本方針および当社のコーポレートガバナンス体制の概要は以下のとおりです。なお、本基本方針の全文は当社ホームページ（アドレス<https://www.jfe-holdings.co.jp/>）に掲載しております。

当社およびグループのコーポレートガバナンス体制

グループの体制

- ・ JFEグループは当社をグループの中核たる純粋持株会社とするグループ体制を採用しています。
- ・ 持株会社である当社はグループの一元的なガバナンスの中心にあって、全グループの戦略機能を担い、全グループのリスク管理と対外説明責任を負うスリムなグループの中核としての業務を遂行します。
- ・ 各事業会社は、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制により事業を推進し、競争力の強化と収益力の拡大を図ります。
- ・ 持株会社と事業会社が各々その責務を果たすことにより、株主はじめ全てのステークホルダーにとっての中長期的な企業価値の最大化に努めます。

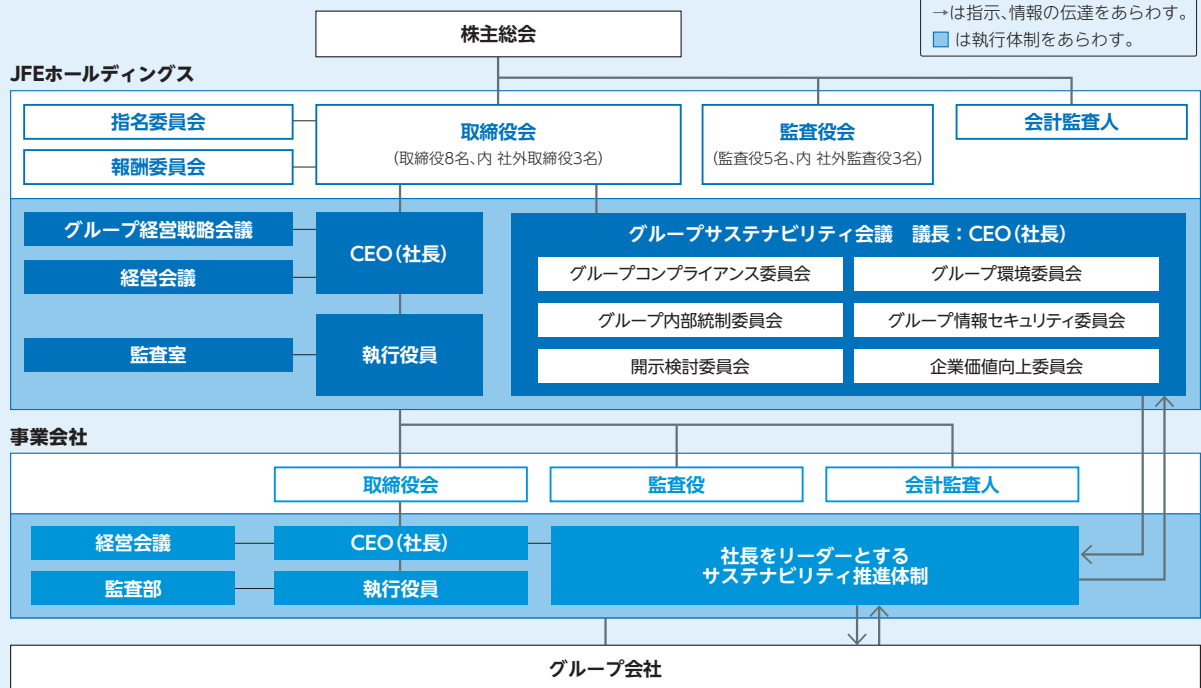
当社の体制

- ・ 取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行います。
- ・ 監査役会設置会社として、監査役および監査役会が職務執行状況等の監査を実施します。
- ・ 経営の重要な意思決定および監督と、業務執行を分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用しております。
- ・ 取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置しております。

取締役会

機能と役割

- ・ 当社の取締役会は、法令、定款および取締役会規則等の当社規程に従い、グループの経営計画や経営の基本方針を含む経営の重要な意思決定を行います。
- ・ 業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督を行います。
- ・ 当社およびJFEグループ各社に関わる事項について、社内規程により明確な基準による決定権限および決定手続を定めます。
- ・ 重要な事項については、当該定めに従って当社グループ経営戦略会議・経営会議による審議および当社取締役会での決定を行います。
- ・ 取締役会規則で定める重要な業務執行の決定以外の決定は、意思決定を迅速に行うため、原則としてその権限を当該業務を担当する執行役員に委譲します。



取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

構成に関する考え方

- 当社の取締役会は、様々な知識、経験および能力を有する者により構成し、員数を12名以内とし、うち独立社外取締役の割合を取締役の3分の1以上とします。

選任方針

- 社内取締役は、当社または各事業会社において経営に携わるなどの方法を通じ、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から、グループ全体の経営の意思決定および業務執行の監督を担うに相応しい見識を持った人物を選任します。
- 社外取締役はグローバル企業の経営者としての豊富な経験あるいは有識者としての深い知見を有する者等の中から、ガバナンス強化の役割を担い、当社の独立性基準を満たす人物を独立社外取締役として複数名選任します。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取り組み

監査役・監査役会

機能と役割

- ・ 当社の監査役は、会社の独立した機関として、取締役の職務執行を監査することにより、会社の健全で持続的な成長の確保と社会的信頼の向上に努めます。
- ・ 職務の適切な遂行のため、取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて意見を述べます。
- ・ 子会社の取締役等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めます。
- ・ 監査役は、監査役会を通じて、職務上知り得た重要な情報を、他の監査役と共有するように努めるとともに、他の監査役との意見交換を通じて、適正な監査を実行します。
- ・ 常勤監査役は、重要会議への出席のほか業務・財産状況の調査等を通じて情報収集に努めるとともに、積極的に監査環境の整備に努めます。
- ・ 社外監査役は、監査の体制および機能の中立性、独立性を一層高めることを意識し、より大所高所の視点から監査します。
- ・ 監査役および監査役会は、法令に定められた権限を適切に行使することにより、監査の実効性を高めるように努めます。

監査役会の構成・監査役候補者の選任方針

構成に関する考え方

- ・ 当社の監査役は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を含み、その員数を6名以内とし、その半数以上は社外監査役とします。

選任方針

- ・ 社内監査役は、当社または各事業会社において経営または監査に携わるなどの方法を通じ、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から、取締役の職務の執行の監査を的確、公正に行うことができる知識および経験を持ち、監査機能を担うに相応しい見識を持った人物を選任します。
- ・ 社外監査役は、グローバル企業の経営者としての豊富な経験あるいは有識者としての深い知見を有する者等の中から、監査機能の充実の役割を担い、当社の独立性基準を満たす人物を独立社外監査役として複数名選任します。

グループサステナビリティ会議の取り組み

- ・ グループサステナビリティ会議はCEO（社長）が議長を務め、企業価値の毀損防止と向上の観点から、グループの経営理念、リスクマネジメント、ステークホルダーや社会に対する責任およびその他企業姿勢に関わるテーマについて、グループとして方針の審議・決定や方針の浸透状況の監督および発生した課題等の情報共有を行っております。
- ・ 本会議における審議事項のうち、グループの基本方針、活動計画、重要施策の内容および重要事態発生時の対応等について、取締役会に定期的に報告し審議することにより、指示監督を受けています。

指名委員会および報酬委員会

- ・2015年10月に、取締役等の人事および報酬について、公正性、客観性および透明性を担保すべく、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置しました。
- ・指名委員会および報酬委員会は、それぞれ委員の過半数を社外役員で構成し、委員長はいずれも社外役員の中から決定しております。
- ・2024年度は指名委員会を4回、報酬委員会を5回開催しております。

なお、各委員会の構成は以下のとおりです。

(2025年3月31日現在)

指名委員会

委員長	山本 正巳	取締役（社外）
委員	安藤よし子	取締役（社外）
委員	沼上 幹	監査役（社外）
委員	島村 琢哉	監査役（社外）
委員	北野 嘉久	取締役（社内）
委員	広瀬 政之	取締役（社内）

報酬委員会

委員長	小林 敬一	取締役（社外）
委員	山本 正巳	取締役（社外）
委員	佐長 功	監査役（社外）
委員	沼上 幹	監査役（社外）
委員	北野 嘉久	取締役（社内）
委員	寺畑 雅史	取締役（社内）

また、第23回定時株主総会以降は、各委員会は以下の構成とすることを予定しております。

指名委員会

委員	安藤よし子	取締役（社外）
委員	島村 琢哉	取締役（社外）
委員	沼上 幹	取締役（監査等委員、社外）
委員	鈴木 善久	取締役（監査等委員、社外）
委員	北野 嘉久	取締役（社内）
委員	広瀬 政之	取締役（社内）

報酬委員会

委員	島村 琢哉	取締役（社外）
委員	小林 敬一	取締役（社外）
委員	沼上 幹	取締役（監査等委員、社外）
委員	中村 直人	取締役（監査等委員、社外）
委員	北野 嘉久	取締役（社内）
委員	寺畑 雅史	取締役（社内）

※当社は、JFEグループの持続的な成長や中長期的な企業価値向上のために、最良のコーポレートガバナンスの構築に向けて継続的な改善に取り組んでまいりました。

今般、当社は、経営の意思決定の迅速化、取締役会における経営方針や戦略に関する議論の充実、およびさらなる取締役会の監督機能の強化等を目的として、第23回の定時株主総会において必要な定款変更議案にご承認いただいたうえ、「監査等委員会設置会社」に移行することとしました。

※上記指名委員会委員および報酬委員会委員は、同総会第2号議案から第4号議案を原案どおりご承認いただいた場合の構成を記載しています。

以上

連結計算書類＜国際財務報告基準（IFRS）＞

連結財政状態計算書（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	2,368,785	流 動 負 債	1,473,713
現金及び現金同等物	172,841	営業債務及びその他の債務	595,954
営業債権及びその他の債権	692,985	社債、借入金及びリース負債	395,415
契 約 資 産	155,257	契 約 負 債	47,591
棚 卸 資 産	1,228,540	未 払 法 人 所 得 税 等	29,849
未 収 法 人 所 得 税	6,257	引 当 金	10,410
そ の 他 の 金 融 資 産	22,116	そ の 他 の 金 融 負 債	148,830
そ の 他 の 流 動 資 産	90,786	そ の 他 の 流 動 負 債	245,661
非 流 動 資 産	3,278,851	非 流 動 負 債	1,587,055
有 形 固 定 資 産	1,964,041	社債、借入金及びリース負債	1,371,035
の れ ん	33,999	退 職 給 付 に 係 る 負 債	103,092
無 形 資 産	201,002	引 当 金	29,355
使 用 権 資 産	93,447	繰 延 税 金 負 債	15,430
投 資 不 動 産	54,126	そ の 他 の 金 融 負 債	40,098
持分法で会計処理されている投資	636,972	そ の 他 の 非 流 動 負 債	28,042
退 職 給 付 に 係 る 資 産	27,432		
繰 延 税 金 資 産	56,432	負 債 合 計	3,060,768
そ の 他 の 金 融 資 産	190,524	(資 本)	
そ の 他 の 非 流 動 資 産	20,873	親会社の所有者に帰属する持分	2,529,578
資 産 合 計	5,647,637	資 本 金	171,310
		資 本 剰 余 金	579,514
		利 益 剰 余 金	1,607,951
		自 己 株 式	△13,736
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	184,539
		非 支 配 持 分	57,289
		資 本 合 計	2,586,868
		負債及び資本合計	5,647,637

（注）金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	4,859,647
売 上 原 価	△4,326,565
売 上 総 利 益	533,081
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△409,375
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	29,133
そ の 他 の 収 益	30,614
そ の 他 の 費 用	△48,115
事 業 利 益	135,339
土 地 売 却 益	86,622
減 損 損 失	△25,194
京 浜 土 地 活 用 整 備 推 進 費	△14,607
子 会 社 の 支 配 喪 失 に 伴 う 損 失	△13,129
P C B 処 理 費 用	△3,962
営 業 利 益	165,068
金 融 収 益	5,714
金 融 費 用	△26,467
税 引 前 利 益	144,315
法 人 所 得 税 費 用	△51,060
当 期 利 益	93,254
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	91,867
非 支 配 持 分	1,386
当 期 利 益	93,254

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位: 百万円)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前利益	144,315
減価償却費及び償却費	257,638
引当金の増減額(△は減少)	1,684
受取利息及び受取配当金	△9,312
支払利息	24,064
持分法による投資損益(△は益)	△29,133
営業債権及びその他の債権の増減額(△は増加)	55,868
棚卸資産の増減額(△は増加)	123,540
営業債務及びその他の債務の増減額(△は減少)	△66,022
その他	△80,270
小計	422,372
利息及び配当金の受取額	28,019
利息の支払額	△21,916
法人所得税の支払額又は還付額(△は支払)	△49,507
営業活動によるキャッシュ・フロー	378,968
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の取得による支出	△279,417
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の売却による収入	91,406
投資の取得による支出	△81,242
投資の売却による収入	3,464
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△26,897
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	6,403
その他	3,103
投資活動によるキャッシュ・フロー	△283,179
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金純増減額(△は減少)	△29,170
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)	17,995
長期借入れによる収入	145,161
長期借入金返済による支出	△158,292
社債の発行による収入	30,000
社債の償還による支出	△60,000
自己株式の取得による支出	△62
自己株式の処分による収入	909
親会社の所有者への配当金の支払額	△63,672
その他	△40,304
財務活動によるキャッシュ・フロー	△157,435
現金及び現金同等物の為替変動による影響	△8,590
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△70,237
現金及び現金同等物の期首残高	243,079
現金及び現金同等物の期末残高	172,841

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

(ご参考) セグメント情報 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 報告セグメントの概要

当社グループは、持株会社である当社のもと、「JFEスチール(株)」、「JFEエンジニアリング(株)」、および「JFE商事(株)」の3つの事業会社をおき、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制をとっております。

当社グループの報告セグメントは、事業会社（連結ベース）を単位としたそれらに属する製品・サービス別により識別されております。

各報告セグメントに属する製品およびサービスは、「鉄鋼事業」は各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業、「エンジニアリング事業」はエネルギー、都市環境、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング事業、リサイクル事業および電力小売事業、「商社事業」は鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、食品等の仕入、加工および販売であります。

2 報告セグメントに関する情報

当社グループは、セグメント利益に基づきセグメントの業績を評価しております。セグメント利益は、税引前利益から金額に重要性のある一過性の項目を除いた利益となっております。

セグメント間の取引は、市場価格等に基づいております。

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	鉄鋼	エンジニアリング	商社	計		
売上収益						
外部顧客への売上収益	3,007,924	554,156	1,297,566	4,859,647	—	4,859,647
セグメント間の売上収益	357,266	15,659	140,993	513,919	△513,919	—
合計	3,365,191	569,815	1,438,559	5,373,566	△513,919	4,859,647
セグメント利益	36,385	19,386	47,971	103,743	10,842	114,586
土地売却益						86,622
減損損失						△25,194
京浜土地活用整備推進費						△14,607
子会社の支配喪失に伴う損失						△13,129
P C B 処理費用						△3,962
税引前利益						144,315
セグメント資産	4,547,582	592,434	1,055,438	6,195,455	△547,818	5,647,637
その他の項目						
減価償却費及び償却費	220,822	19,314	19,123	259,260	△1,622	257,638
減損損失	△20,013	△3,389	△1,681	△25,084	△110	△25,194
金融収益	3,690	550	2,198	6,438	△724	5,714
金融費用	△17,780	△1,145	△8,531	△27,457	989	△26,467
持分法による投資損益	16,133	2,677	991	19,803	9,330	29,133
持分法で会計処理されている投資	537,033	48,305	25,313	610,652	26,319	636,972
資本的支出	266,499	27,066	24,911	318,477	△3,651	314,826

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

JFEホールディングス株式会社
代表取締役社長 北野 嘉久 殿

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市 之 瀬 申
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 哲 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇 本 恵 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 尾 太 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JFEホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、JFEホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役および執行役員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役および執行役員等ならびにEY新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イに掲げる事項）については、その内容について確認いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および執行役員等ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、コンプライアンスの徹底に向けた取り組みが継続的に行われていることを確認しております。
- ④会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

JFEホールディングス株式会社 監査役会

監査役（常勤） 原 伸 哉 ㊟

監査役（常勤） 秋 本 なかば ㊟

社 外 監 査 役 佐 長 功 ㊟

社 外 監 査 役 沼 上 幹 ㊟

社 外 監 査 役 島 村 琢 哉 ㊟

以 上

第23回定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

帝国ホテル 本館2階 孔雀の間

T E L 03(3504)1111 (代表)

※午前9時開場を予定しております。

下車駅

JR	山手線・京浜東北線
地下鉄	東京メトロ日比谷線・千代田線・都営三田線 都営三田線 東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線

有楽町駅	徒歩5分
日比谷駅	徒歩3分
内幸町駅	徒歩3分
銀座駅	徒歩5分



お知らせ

- ・おみやげはご用意いたしておりません。予めご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・会場には、駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・本株主総会会場は禁煙となっておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・会場での写真撮影・録画・録音についてはご遠慮ください。
- ・今後株主総会の運営方法について変更がある場合は、当社ホームページにてご案内いたしますので、発信情報をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。



当社ホームページ

JFEホールディングス

検索

<https://www.jfe-holdings.co.jp/>



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧
いただけます。
<https://s.srdp.jp/5411/>



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。